

午後 1 時開会・開議

○鈴木隆之議長 ただいまから令和 8 年第 3 回大田区議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 まず、会議録署名議員を定めます。本件は、会議規則第 131 条の規定に基づき、本職が指名いたします。10 番えびさわ圭介議員、44 番本多たかまさ議員をお願いいたします。

~~~~~

○鈴木隆之議長 この際、区長から発言の申出がありますので、これを許します。

〔鈴木晶雅区長登壇〕

○鈴木区長 本日、令和 8 年第 3 回大田区議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、先日の大雨への対応についてご報告いたします。区では、9 月 7 日月曜未明の大雨の予報を受け、前日から水防指揮本部を立ち上げ、自主避難スペースの開設をはじめ、こどもたちの安全を守るため、日曜日の昼前には全ての区立小中学校で臨時休業とすることを決定し、保護者の皆様に速やかにお知らせいたしました。出水期はまだ続くことから、台風や集中豪雨などあらゆる水害に対して、引き続き全庁を挙げて万全の警戒態勢を整えとともに、災害情報や避難情報など早い段階で注意を促し、区民の皆様が適切に対応いただけるよう、迅速で分かりやすい情報発信に努めてまいります。

さて、今年の夏は、全国各地で甚大な自然災害が相次いで発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。7 月 28 日に発生した熊本地震では、酷暑の中での災害対応となり、現在も復旧・復興に向けた支援が続いております。区では発災直後から、備蓄物資を確認し輸送手段を確保するなど、要請に応じて迅速に支援できるよう準備を整えてまいりました。その後、東京都を通じた要請を受け、罹災証明書の申請受付と住家被害認定調査の支援要員として事務職及び建築職の職員 2 名を熊本市へ派遣するなど、被災地の復旧・復興に向けた支援を行っております。

一方、8 月には関東地方でも災害が相次ぎました。13 日の千葉豪雨の際には、区においても直ちに水防態勢を整え、警戒に当たりました。また、23 日未明に発生した茨城県を震源とする地震では、区内の一部で震度 4 を観測したため、直ちに職員が参集し、被害状況などの情報収集に当たりました。その後、8 月下旬以降も北陸地方などで豪雨が発生するなど、相次ぐ自然災害を目の当たりにし、職員体制をはじめとした日頃の備えはもとより、自治体同士が手を携え、助け合うことの重要性を改めて強く感じております。今後も被災地の要望に応じた支援を継続的に行うとともに、今回の経験や教訓を区の災害対策にしっかりと活かし、区民の皆様の命と暮らしを守るため、防災体制のさらなる強化に万全を期してまいります。

次に、平和都市宣言記念事業「平和のつどい」についてでございます。区制 80 周年という節目の年に当たる今年、8 月 15 日の終戦記念日に平和都市宣言記念事業「平和のつどい」を開催いたしました。区民ホールアブリコで開催した平和のつどいでは、平和祈念式典に加え、映画の上映会やワークショップなどを実施し、こどもから大人まで約 1800 名の方にご来場をいただきました。式典では、東調布第三小学校児童による合唱に 2 年ぶりに来日したセーラム市学生訪問団が参加をするとともに、友好都市締結 30 周年を迎えた長野県東御市の花岡利夫市長からメッセージをいただき、戦争の悲惨さと平和の尊さをより深く考える機会となりました。

また、昨年までは 8 月に実施していた大田区平和祈念花火ですが、今年は昨今の猛暑や荒天による中止を避けるため日程変更し、11 月 14 日に開催いたします。「大田区制 80 周年記念事業平和祈念花火 2026～笑顔を未来につなぐ～」と題し、開始時刻を 2 時間早めて午後 5 時からの開催といたします。日時の変更に伴い、土曜日の夕方の開催となりました。ぜひ、次代を担うこどもたちにも、平和への祈りを込めてこの花火を楽しんでいただきたいと思います。平和を基調とするテーマで開催することの意義について、区民の皆様にご理解いただけるよう内容を充実させるとともに、区制 80 周年を機に花火事業の再構築を図るべく、地域と産業を活性化してまいります。引き続き、警察、消防など関係機関と連携を取り、安全・安心な花火の運営を図るよう準備を進めてまいり

ます。

次に、住み続けたいまちNo.1、子育てNo.1都市の実現に関連した取組を報告いたします。

初めに、大田区こども未来総合センターの開設についてでございます。このたび、8月1日に当センターが晴れて開設されましたこと、心よりうれしく思っております。開設に先立ち、7月13日には、議長や大田区自治会連合会など多くの関係者の皆様にご列席をいただき、小池東京都知事と共に開設セレモニーを執り行いました。また、内覧会には区議会議員の皆様に加え、民生委員児童委員や区立小中学校の教職員など多くの方にご参加いただき、貴重なご意見や温かいお言葉を賜りましたこと、お礼申し上げます。

当センターは、都内初となる都区合同で設置した児童虐待通告窓口「おおた児童虐待対応ダイヤル#9924」にて、都区双方の職員で編成する都区合同インテークチームで通告・相談を一義的に受け付ける革新的な取組を行います。関係機関の皆様の内覧時にも合同インテークや施設に関する多くのご質問を寄せていただきました。改めて皆様の関心の高さやセンターへの期待を実感するとともに、一層気を引き締め、迅速・的確に児童虐待へ対応していく覚悟を改めて強くしたところでございます。

当センター内に新設した大田区のおおたこども家庭センターと東京都の大田児童相談所の両組織が同じ場所で執務するメリットを活かし、これまで以上にこどもと家庭への支援を適切に行っていくとともに、関係機関の皆様との連携を深め、大田のこどもたちの健やかな成長を支えてまいります。

続いて、地域力を生かした大田区まちづくり条例の改正についてでございます。現在、子育て世帯が定住しやすい住環境の整備や住宅施策についての検討を進めておりますが、不動産関係団体との意見交換を通じて、子育て世帯向けの住戸数が需要に供給が追いついていない状況にあることを確認することができました。こうした状況を踏まえ、少しでも多くの子育て世帯が区に定住していただけるよう、地域力を生かした大田区まちづくり条例を改正し、子育て世帯向けの住戸の設置基準を強化することにより、供給数の増加を目指してまいります。今後は、条例案のパブリックコメントを実施するほか、それ以外の住宅施策についても引き続き区民の皆様や事業者の皆様のご意見を伺いながら検討を加速してまいります。

続いて、8月8日に行われた婚姻届イベントについてでございます。令和8年8月8日という末広がり「8」が三つ並んだ縁起のよいこの日、大田区では462件の婚姻届が提出されました。区といたしましては、大田区を選んで婚姻届をご提出される皆様を温かく祝福できればと考え、限られた時間ではありましたが、婚姻届イベントを実施いたしました。このイベントでは、特別に作成した大田区オリジナル記念グッズをお持ち帰りいただいたほか、記念撮影スペースを設け、区の公式PRキャラクター「はねぴょん」も登場して、お祝いの雰囲気を一層盛り上げてくれました。婚姻届を提出されたお二人の新しい幸せな歩みは、大田区がこのたび迎える区制80周年、そしてその先の未来へと続く歩みとも重なります。大田区では新たな門出を迎えられた皆様に改めてお祝いを申し上げますとともに、大田区で結婚して、大田区で暮らして本当によかったと実感し、このまちに住み続けたいと思っていただけるよう、今後も温かく新生活を応援してまいります。

このほか、区政の諸点につきましてご報告申し上げます。

初めに、敬老のお祝いについてでございます。区では、区内男性・女性それぞれ最高齢の方及び満100歳の方にお祝い金を、満88歳の方には、私、区長からの米寿のお祝いメッセージカードを贈呈させていただきます。8月15日現在、区内男性・女性それぞれの最高齢は、111歳の女性の方と107歳の男性の方でございます。年度内に100歳になられる方は、男性33名、女性201名の合計234名で、88歳になられる方は、男性1156名、女性2074名の合計3230名でございます。お祝いを贈呈させていただく方々をはじめ、高齢者の皆様に敬老の意を表すとともに、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる大田区を目指して、着実に施策を進めてまいります。

また、9月21日は認知症の日、9月は認知症月間です。区では、認知症月間の取組として、新しい認知症観の理解を深めるための施策を推進しています。新しい認知症観とは、認知症になってからも個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。講座の開催をはじめ、本庁舎3階やスマイル大森での若年性認知症のある人の作品展、区立図書館での認知症関連図書の展示など、区民の皆様にも広く認知症についての関心と理解を深めるため

の様々なイベントを実施しています。さらに、9月21日の認知症の日には、18時から本庁舎と障がい者総合サポートセンターを、認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップを行います。認知症のある人が尊厳と希望を持ち、同じ社会で共に生きる地域共生社会の実現に向け、区民の皆様への新しい認知症観の普及啓発を推進してまいります。

続いて、NHKドラマ放映を契機に、大森駅と馬池洗地区の機運醸成を行う事業、通称OMA I S E N P R O J E C Tについてでございます。

いよいよ今月末から、宇野千代を主人公のモデルとしたNHKの連続テレビ小説「ブラッサム」の放映が始まります。既に大田区郷土博物館では、宇野千代や大森貝塚発見150周年をテーマにした特集展示を開催しており、ドラマ放映開始に合わせ、今月末から大田文化の森で宇野千代と馬込文士村を紹介する特別展示を開始いたします。今後、各地域で開催されるイベントなどを通じて地域活性化に向けた取組を進めてまいります。また、NHKと連携しながら、番組に関連する方などを招いたイベントを11月に企画しており、こうした様々な事業や各種媒体を通じた情報発信を進めながら、区内回遊性の向上やシビックプライドの醸成に寄与してまいります。

なお、小栗上野介と共に勝海舟が取り上げられる大河ドラマ「逆賊の幕臣」の放映まで、もう半年を切りました。こちら「ブラッサム」に引き続き、勝海舟ゆかりの地域の歴史・文化資源を活かした取組を途切れることなく展開し、地域ブランドの向上と地域のにぎわい創出につなげてまいります。

続いて、新空港線整備と沿線まちづくりの今後の進め方についてでございます。

新空港線整備につきましては、工事着工に向けた重要な節目である都市計画素案説明会を先々月の7月中旬に2日間にわたって開催いたしました。2日間とも参加者が300名を超え、その中で様々なご意見をいただきました。引き続き、整備主体である羽田エアポートライン株式会社と営業主である東急電鉄株式会社と連携しながら、より多くの区民の皆様の期待に応えられるよう鋭意取り組んでまいります。

沿線まちづくりにつきましては、今年1月に改定した蒲田駅周辺再編プロジェクトを踏まえて、関係事業者との協議・調整を加速化するとともに、7月に蒲田都市づくり推進会議を開催し、連続性のある蒲田らしいまちなみを地域の皆様と共に実現するため、蒲田駅西口周辺における地区計画の検討を提案したところでございます。今後、学識経験者や地元関係者などが参画した検討部会を設置し、まちづくりの議論を進めてまいります。新空港線整備と蒲田のまちづくりを連携して進めることで、広域的な拠点性があり、にぎわいや魅力あふれる蒲田を目指して、これからも全力で取り組んでまいります。

続いて、大田区コミュニティセンター羽田旭新施設の供用開始についてでございます。旧羽田旭小学校施設の暫定活用終了に伴い、老朽化した施設を改築し、このたび新施設を10月10日にオープンする運びとなりました。オープンに先駆け、9月18日、19日には内覧会を実施し、区議会議員の皆様、自治会連合会正副会長や糀谷・羽田地区の自治会連合会長をはじめ、両地区の自治会・町会の皆様や防災活動拠点委員など、多くの関係者をお招きし、新施設を実際に体感いただきたいと考えております。大田区コミュニティセンター羽田旭が新たな地域活動拠点として、地域の力を相乗させ、地域の課題解決や地域防災力の向上に大きく貢献するよう取り組んでまいります。

また、現在、蒲田西地区においても新施設となる蒲田西地域力推進センター開設に向け準備を進めております。こちらにつきましても進捗がありましたらこの場でご報告いたしますので、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、大田区生活支援給付金についてでございます。令和8年2月末より全区民を対象とした生活支援給付金5000円の支給を順次開始し、先月8月末までに対象者の約95%、70万人を超える方々に支給が完了いたしました。支給に際しましては、申請手続き不要の公金受け取り口座、前回振込口座を積極的に活用することで、申請者の負担軽減とより速やかな支給につなげ、物価高騰の影響を受ける区民の皆様の生活支援につなげることができました。現在もなお、先行きの見通せない不安定な社会情勢が続いておりますが、引き続き区民の皆様の安心な生活基盤を全力で支えてまいります。

本定例会では、令和7年度各会計歳入歳出決算につきましてご認定をお願いしております。このほか、本定例

会に提出いたしました案件は、補正予算案では令和8年度一般会計補正予算（第4次）のほか、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）、介護保険特別会計補正予算（第1次）の計4件、条例議案4件、その他議案13件、報告議案20件でございます。

一般会計補正予算案（第4次）では、第3次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算、令和7年度決算確定に伴う精算等を行うための予算を計上しました。一般会計における補正予算案の規模は2億7928万5000円の減額となり、補正後の予算額は3712億2681万円余となっております。

条例議案関係では、大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案などを提出しております。

提出議案につきましては、いずれも後ほど上程いただいた際、順次ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

○鈴木隆之議長 事務局長に諸般の報告をさせます。

〔高野事務局長朗読〕

- 1 大田区議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 執行機関の出席について（3件）

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、会期についてお諮りいたします。この定例会の会期は、本日から10月15日までの31日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 質問に入ります。

押見隆太議員、末安広明議員、伊藤つばさ議員、清水菊美議員、小川あずさ議員、大橋たけし議員、田島和雄議員、須藤英児議員、三沢清太郎議員、鈴木ひろこ議員、松原 元議員、庄嶋孝広議員、しおの目まさき議員、伊佐治 剛議員、馬橋やすとき議員、奈須利江議員、津田智紀議員、本多たかまさ議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、6番押見隆太議員。

〔6番押見隆太議員登壇〕（拍手）

○6番（押見隆太議員） 自由民主党大田区議団・無所属の会の押見隆太です。

まず初めに、令和7年度決算について少し触れさせていただきます。令和7年度決算は、特別区税、特別区交付金などの歳入がしっかりと伸び、歳入総額は過去最高となっております。近年、低水準で推移していた実質収支比率も、一般的に望ましいとされている水準に収まりましたので、この点だけを見れば、まずは安堵したところですが、ただし、決算は単年度のフローの視点はもちろん、基金や起債の状況など、中長期的な視野も持ちながら、必要な投資を先送りすることにならないよう、より注意深く見ていく必要があると考えています。

このあたりは決算特別委員会の質疑に譲りまして、初めに、現下の社会情勢や国の動向を踏まえた来年度予算編成について質問をいたします。

まず、景気動向ですが、先の発表によりますと、もし今年7月まで景気拡大が続いていた場合、戦後最長だったいざなぎ景気の73か月を超えて戦後最長の景気拡大となります。いざなぎ景気は、2002年1月から2008年2月までの73か月間でありまして、1965年11月から1970年7月まで57か月間の高度経済成長期時代のいざなぎ景気を超えたにもかかわらず、実感なき景気回復と言われておりました。今続いている景気拡大も、一部の人々を除いて実質賃金の低下などが止まらず、同じように実感なき景気回復と言われていきます。

その一方で、区の収入というのは、税収や都区財調交付金など非常によい状態が続いておりますし、今年度に関しても、まだ半期が終わる前ではありますが、日本全体の経済状況を見ていると、かなり好調なのが見てとれ、このままいけばさらに税収増が見込まれる状況であります。

一方で、社会情勢に目を移しますと、まず中東情勢は依然として先行きが不透明な状況が続いています。中東情勢の緊張が長引くことで原油価格の上昇や為替の変動が起きやすくなり、それが日本経済全体、ひいては区民生活にも影響を及ぼしております。区としては、第3回定例会を待つことなく、先般の第2回臨時会で第3次補正予算を編成し、社会経済状況を踏まえた物価高騰対策を迅速に講じるなど、区民生活に寄り添う区政運営を進めてきたことを評価いたします。

内閣府の第3回中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォースの資料によりますと、ホルムズ海峡を経由しない代替調達に官民連携の下、最大限取り組んでおり、中東や米国に加え、アジア太平洋、中南米、中央アジア、アフリカ等からも原油が届くなど、原油の調達先の多角化が進展。7月は現時点で前年平月比約10割の調達が実現できる見通しとされているほか、供給の偏り、流通の目詰まりの解消が進んでいることが示されております。

一方で、先月の帝国データバンクの食品主要195社価格改定動向調査によると、8月の値上げは2311品目、前年比8割増と急拡大し、そのうち中東発の国際情勢の混乱による影響が要因となった値上げは、全体の約3割を占めるとの調査結果が示されております。さらに、9月の値上げは4923品目と今年最大の値上げラッシュが続いています。飲食料品価格は中東情勢や為替動向など外部環境の影響を受けやすい状況が続くことから、断続的な値上げが継続すると見られ、区におきましては、引き続き区民生活へしっかりと目配りをしてほしいと考えております。

こうした状況の中、政府は7月21日、高市内閣の下で初となる経済財政運営と改革の基本方針2026、いわゆる骨太の方針を閣議決定しました。「責任ある積極財政」元年を掲げ、AIや半導体など17の戦略分野への大規模な官民投資による強い経済の実現を目指す方針を示しています。人口減少、安全保障環境の変化、エネルギー制約、自然災害リスクの増大、AIをはじめとする技術革新、国家間の産業・技術競争の激化など、歴史的な構造変化の中にある、こうした時代において、経済社会を発展させて国民生活を守っていくためには、従来の発想のままでは限界があるとの基本的な認識の下、「日本の挑戦を起動する！」をキャッチフレーズに、強い経済の実現を目指し、従来の延長線ではない新たな経済財政運営への転換を図るものとなっています。

大枠としては、骨太の方針の中に中長期経済財政計画を示し、財政運営の目標について、従来のプライマリーバランス黒字化の早期実現から、国・地方の債務残高対GDP比の安定的低下を中核と位置づけたほか、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資、成長投資のための「強く豊かな日本」投資枠、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しの方向性を定め、強い経済の構築と財政の持続可能性をバランスよく同時に実現することを目指す内容としております。

これらは地方財政や予算編成にも少なからず影響するものでありますので、ポイントになる部分を一つ一つ具体的に申し上げておきたいと思っております。

まず、財政運営の目標ですが、プライマリーバランスについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標の一つと位置づけ直しています。これまでのように、単年度の黒字化時期を機械的に追うのではなく、経済・金利環境、歳入歳出の動向を踏まえ、景気変動や危機管理投資、成長投資の必要性に応じて一時的な悪化も許容し得るものとしつつ、債務残高対GDP比の安定的な低下に向けて改善・管理していく。その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化するとの考え方が示されており、これらはまさに責任ある積極財政の形が具体化された一つの例と言えます。

また、要求上限、シーリングを設けない「強く豊かな日本」投資枠の創設です。危機管理投資、成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を、予見可能性を持って実現できるよう、通常歳出

とは別に「強く豊かな日本」投資枠が創設されます。成長戦略や地域未来戦略などを踏まえ、複数年度の計画に基づくものを基本としています。先の各省庁の概算要求では、令和9年度予算の一般会計の総額が報道ベース143兆円前後の見通しで、4年続けて過去最大を更新いたしました。現時点で額を示さない事項要求も多くあるため、最終的な予算はさらに大きくなる可能性があります。

そして、骨太の方針と同日に閣議決定された日本成長戦略についても述べておきます。日本成長戦略では、AI・半導体、デジタル・サイバーセキュリティ、情報通信、量子など具体的な17の戦略分野と62の主要な製品・技術などに官民投資を集中する方針で、様々なリスクを最小化する危機管理投資、先端技術を花開かせる成長投資の二つを柱に据え、この二つの成長の軌道を歩むに当たって加速装置として、AIトランスフォーメーション(AIX)を位置づけております。危機管理投資、成長投資を骨太方針における投資枠の創設などを通じ、予算編成、財政運営に明確に接続し、国内投資を徹底的にてこ入れしていく考えで、国内投資額の2040年度目標は250兆円と意欲的な目標を掲げています。私は、世界で日本が残っていくためには、AI、ロボット、半導体、観光等への投資を官民連携して積極的に行い、産業構造の転換を図っていく必要があると考えています。

るる申し上げてまいりましたが、このように、国際情勢のみならず我が国全体の流れが大きな変革期にあると言える中、区は来年度予算編成に向けて難しいかじ取りを求められることになるかと推察します。

そこで伺います。令和9年度予算編成に向けてどのような考え方で取り組むのか、区長の所見をお伺いします。

次に、国による不合理な税制改正について伺います。

先月、特別区長会において、ふるさと納税に関する「特別区の主張」が発行されました。これによりますと、ふるさと納税による流出額は年々拡大しており、令和8年度の流出額は23区全体で約1155億円に上り、12年間で累計では約6800億円を超えているとの衝撃的な数字が掲載されています。累計の総額では大田区の予算1年分をはるかに超えていますし、単年度で見ても人口20万人程度の区の年間予算に匹敵する規模となっています。さらに、年間の流出額を23区の人口で割り返すと、1人当たり毎年約1万円が流出している試算となり、到底看過できる状況にありません。

昨年の第3回定例会において、我が会派の大森議員の代表質問においても言及しておりますが、本来ふるさと納税制度は、生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄付することで、全国を元気にするという崇高な理念の下に創設されたにもかかわらず、恩恵を受けているのはごく一部の自治体、具体的に申し上げますと、寄付の受入額が上位10%の自治体で寄付総額の約60%を占めています。また、ふるさと納税を受領した自治体が使えるのは、返礼品や広告費等を差し引くと、実質的に寄付金の約60%程度に過ぎないといった実態が明らかとなっています。

さらに、ふるさと納税以外にも、国が地方創生の推進、税源偏在是正の名の下に断行してきた地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直しに加え、昨年12月に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、特別区の貴重な財源をさらに吸い上げる動きが見受けられます。

今回の骨太の方針では、これまで見られた東京一極集中の文言は削除されたものの、都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和8年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずるとされており、政府として追認する方向性とも受け取れます。本来、自治体間の偏在是正は、国の責任の下、地方交付税制度の中で是正されるべきものとの一貫した立場に立ち、働きかけを強めていく必要があると考えております。

複雑・多様化する大都市行政の課題にしっかりと向き合い、求められる責任を果たすためには、これを支える財源は欠かせません。国の動向を踏まえ、特別区や東京都と手を取り合い、力を合わせて難局を打開していただきたいと考えますが、不合理な税制改正に対しどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

一方で、都と区の間での引き続きの課題として都市計画交付金の問題があります。都市計画交付金は、基礎自

治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が、本来は市町村目的税であります、特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から設けられているものであります。しかし、交付金の規模が都区の都市計画事業の実施状況に全く見合っておらず、これまで特別区は都市計画交付金の抜本的な見直しを求めてきました。

特別区は、都に対する要望活動や都区財政調整協議など、あらゆる場面を通じて都市計画交付金の抜本的な見直しを求めています、現時点で区が求める抜本的な見直しには至っておりません。私が大田区議会議長を務めていた時代も、特別区議会議長会として都市整備に関する都への要望活動を行ってきた経緯もあり、都市計画交付金について、おとしの決算特別委員会でも質疑をさせていただいております。その際、都市計画交付金は、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、改善することを強く東京都に要望していただくよう求めていたところでございます。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、それぞれの役割分担の下、東京都における地域生活を充実させる施策を行うことで、東京都の持続的発展を目指していく関係性であり、不合理な税制改正への対応もこれまで以上に連携を取っていく必要があります。しかし、都市インフラの老朽化が進む中、道路や公園、市街地再開発事業、鉄道整備事業など、都市計画事業を停滞させることなく進めていくためには、財源確保に向けた議論は是々非々でやっていかなければならないと考えます。

そこで伺います。都市計画交付金の現状と課題をどのように捉え、今後どのような姿勢で取り組むのか、所見を伺います。

次に、入札不調対策について伺います。

ここ数年、大型JV案件での入札不調が多く見受けられます。令和の時代に入り、戦争などの世界情勢の変化や、円安、インフレ、原材料不足等、非常に見通しが難しくなっており、また民間企業の経営判断の迅速化も以前とは比べ物にならないくらい速くなっており、またそういった経営のスピード感を見る株主の目も厳しくなっております。入札不調は私の地元周辺だけでも、小学校の第2期工事や中学校などの学校建て替えなどの大型工事での入札不調がありました。入札不調については、一般的に週休2日制に伴う工期の問題が大きいと言われており、私の地元の学校でも同様ではないかと推測しています。区としては週休2日制導入に向けて動き出したところでしたが、入札に参加する準大手ゼネコン、中堅ゼネコンでは、既に週休2日制でなければ参加できない状況だったようで、結果は入札辞退、その後、大田区の工事案件でも急激に週休2日制が進みましたが、都心のゼネコンでは一足早く週休2日制が当たり前になっておりました。また、中学校の建設工事案件では、2回入札不調になり、結果いまだに施工業者が決まっていない状況です。こちらも工期や金額等、折り合わない状況だったのではないかと考えております。

結果的に地元小学校では完成が半年遅れ、中学校に至っては工期で折り合わなかったとして、再入札までの時間等を考慮すると、1年の工期延長は確実なところとなっております。低学年の児童・生徒の保護者や、これから入学を控えるこどもの保護者たちの間では、一歩間違えると中学校生活3年間ずっとプレハブ生活になってしまう、卒業式が新体育館でできないなど、学校完成はいつなのかという話題で持ちきりだそうです。

入札不調が起こることによって公共施設の完成が遅れ、一番被害を受けるのは私たち区民であり、区民サービスの提供に大きな影響を与えることになります。また、区の施設更新の計画にも狂いが生じてきてしまいます。私たち議会でも、議会の権限を自ら少なくする行動ではありますが、時限的に5%から10%への専決処分の拡大や工期の柔軟な対応等を、7月に臨時議会を開き議決をさせていただき、円滑な区民サービスを確保する行動を取らせていただきました。

そこで質問します。区の公共施設の入札案件では不調・不成立が目立ちますが、急激に変化する社会経済状況に対しての発注事務が追いついていないのではないのでしょうか。税収増が見込まれる中、これまで以上に機動的に財政を出動させるなど、実勢に合った工事発注にすべきと考えますが、区長の考えをお聞かせください。

次に、災害時相互協力協定の締結についてお聞きします。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、線状降水帯による局地的な豪雨が頻発化しており、今年は千

葉豪雨や北陸地方を襲った豪雨など大規模な水害が相次いでいます。先週の愛知・岐阜の豪雨災害も記憶に新しいところであり、大田区でもゲリラ豪雨や台風などの影響で、ほぼ毎週のように水防態勢が敷かれている状況です。また、政府の地震調査委員会によれば、今後30年以内の発生確率が首都直下地震で70%程度とされ、巨大地震の発生も懸念されております。8月23日未明には茨城県を震源とした地震があり、大田区の一部でも震度4を観測したため、真夜中の緊急地震速報メールに驚かれた方もいらっしゃると思います。

こうした自然災害は、発生の時期や場所を事前に正確に予測することが極めて困難であり、現在想定している規模や範囲をはるかに超える災害が、いつ、どこで起きてもおかしくないという極めて厳しい状況に直面しています。このため、区民の命と暮らしをあらゆる災害から守るためには、重層的かつ多角的な災害対策の構築が不可欠であると考えます。

今年7月28日に発生した熊本地震では、熊本市をはじめ複数の自治体が被災されました。大田区からも東京都を通じた要請を受けて被災地へ職員を派遣されたことは評価いたします。一方、発災直後に現場が混乱に陥る中で、被災現場のニーズに応じた初期支援を真っ先に行ったのは、平時から関係を築いている自治体間での支援であったとの報道もあり、被災者の生活復旧を力強く後押ししていたように見受けられました。このことから、国や東京都の要請を待つことなく即応できる、顔の見える関係に基づく機動的な支援の重要性を改めて痛感したところであります。

現在、私も大田区では、秋田県美郷町、長野県東御市、宮城県東松島市の三つの友好都市をはじめ、群馬県桐生市、静岡県伊東市、山形県長井市、長野県岡谷市と災害時相互応援協力協定を締結しております。これまでも区がこれらの自治体と交流を重ね、顔の見える関係性を構築し、迅速な支援体制の確保に努めてきたことは承知しております。しかし、自然災害の予測が極めて難しい今日において、常に先手を打って区民の安全を確保していくためには、今後発生し得る様々な課題に対し、相互に助け合い、支え合える広域的なネットワークをさらに広げ、被災時におけるバックアップ体制を一層強固なものにしておく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。今回の熊本地震の教訓や実績を踏まえ、今後、大規模な災害が発生することを見据えて、新たな自治体と災害時相互応援協力協定を締結することについて、区長の考えをお聞かせください。

次に、大田区の民泊事業の今後の展望について質問します。

さんだって行われました第2回臨時会閉会挨拶において、区長から、区内の民泊の現状と今後の対応について言及がございました。この中で区長からは、外国人の観光客増加に伴い、平成28年1月から、全国に先駆け、国の国家戦略特別区域法に基づき、旅館業法の特例として特区民泊制度を開始したこと、その後、住宅宿泊事業法の施行や旅館業法の規制緩和による民泊も可能となり、急増する外国人等観光客の宿泊需要に対応していくという一定の役割を担ってきたこと、一方で、民泊の増加に伴い、近隣施設の区民の方から宿泊者の騒音やごみ捨てなどに関する苦情が寄せられるとともに、民泊開設に伴う事前説明会では、開設に対する不安の声が上がっているとの発言がございました。

また、区として、民泊事業の運営に関し、本年4月にガイドラインを改正し、事業開始前に実施する近隣住民周知について、範囲の拡大や説明会の2回以上の開催義務化、緊急時の駆けつけ体制や苦情受付窓口の拡充、さらに特別区長会の有志の一員として、21区の区長が連名で住宅宿泊事業の適正化に関する要望書を5月と6月に民泊を所管する国の関係省庁に提出し、区民の不安解消に努めていることを私も承知しております。

こうした中、国からは、旅館業法については本年6月、住宅宿泊事業法については本年7月に民泊事業の規制強化を可能とする通知が発出されました。第2回区議会臨時会終了後の8月3日の健康福祉委員会において、旅館業法及び住宅宿泊事業法の各施行条例の改正を行うためのパブリックコメントを8月15日から9月4日まで実施するとの報告がありました。民泊事業については現在も様々な動きがあり、国においては観光庁が宿泊者による迷惑行為について、自治体が運営事業者を処分する手法の確立に向けた実証事業に秋にも乗り出すとの報道もございます。ほかの自治体においても、大田区と同様に、旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例を改正し、規制を強化する動きがございます。

このような状況において、大田区として、今後、特区民泊を含め、民泊事業対策についてどのように進めてい

くのか、区長の考えを伺います。

新空港線整備と拠点まちづくりについて伺います。

現在、大田区の周辺では、JR東日本が東京駅と羽田空港を18分で結ぶ羽田空港アクセス線の整備を進めており、品川、大井、川崎など京浜東北線沿線では大規模なまちづくりが進むなど、状況が刻々と変化をしております。OIMACHI TRACKSが今春オープンし、大変な話題となっており、大田区民も多く訪れたのではないのでしょうか。先駆けとなった川崎のラゾーナも、もう今月でオープンからちょうど20年がたとうとし、さらに川崎駅周辺では1万5000人収容のアリーナ建設が進んでおります。アリーナ建設と連動して、多摩川河川敷の整備やルーフトップパーク（屋上公園）の計画等も報道されております。また、品川の再開発も、港南口のインターシティなどから始まり、現在は高輪口の駅の再開発や、駅前の旧ホテルパシフィックやグランドプリンス新高輪の再開発も控えている状況です。

一方、大田区内の京浜東北線の駅、蒲田と大森は、独自の文化と雰囲気を持つ非常に非常によいまちではあるものの、航空法に伴う建物の高さ制限などを背景として、建物の更新、再開発がなかなか進まず、防災上の課題などがある状況となっております。我々は、こうした状況から、長い目で見て、蒲田や大森、ひいては大田区の地位や価値が少しずつ低下してしまうのではないかと危惧をしております。このことは、ここ一、二年の話ではなく、私が議員になった頃から言われていることであります。

新空港線の整備については、7月17、19日に都市計画に関する素案説明会を開催するなど、事業を着実に推進していることは一定程度評価しています。今後、区民からいただいたご意見を参考にしながら、利便性の向上、コストの縮減や明確化などについて多面的な検討を重ね、区民の理解が得られる、よりよい形で事業を進めていきたいと思っております。今のこどもたちが大人になり、主役となる時代に、大田区を相対的な地盤沈下を避けるためには、着実にまちづくりを進めていく必要があると考えております。

質問します。今、大田区の置かれている状況を踏まえ、新空港線の整備や、蒲田、そして大森のまちづくりをどのように進めていくつもりなのか、基本的な認識を伺います。

次に、こどもの権利に関する条例について伺います。

区は、基本構想において、「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」を基本目標に掲げ、施策1-1では、「こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり」を定めています。また、大田区こども未来計画においても、「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」を基本理念として掲げ、こどもの視点を出発点とした施策を展開しています。

こうした理念の下、区では、本年8月に設立されたこども未来総合センターの開設をはじめ、これまで多くのこども・子育て施策を推進してきました。とりわけ、こども未来総合センターは、都区連携における包括的な児童相談体制の下で、こどもの権利を守り、こどもたちが地域で健やかに育ち、未来をつくる大人となるよう育みの拠点として重要な役割を担うものと期待しております。

加えて、区では、こどもの意見表明の重要性も重視し、様々な施策において、こどもたちの声を聴き、施策に反映する取組を進めてきました。基本構想策定の際、多くのこどもたちへのアンケート結果により様々な分析を行うことができました。その中でも圧倒的に声が多かったのが公園、大田区の公園をもっとこどもが楽しめる公園にしてほしいという声でした。このこどもたちの声、こどもたちの権利を重大に捉え、ここにいる議員全員が絶対に解決していかなければならない重要な課題として捉えたことでしょう。

そういった中で、私どもの会派では、おとしの決算特別委員会において、区立公園での手持ち花火の解禁を提言させていただきました。昨年から試行実施という形で解禁し、アンケートでは95%の方が賛成し、また多くの取材も受けることとなり、大成功の施策となりました。今年も区立公園での手持ち花火解禁の試行実施を行い、昨年よりも期間も時間も延び、また昨年の実施時期は暑過ぎましたが、今年は夜になると若干涼しくなる日も多かったこともあり、私も何度か消防団で安全指導の声かけで公園を回らせていただきましたが、体感で去年の2倍といったレベルではなく、およそ3倍から5倍の家族連れの方が花火を楽しんでおられました。こどもの

声をしっかりと聴き、また分析し、適切な施策を打つことが非常に重要であることを実感いたしました。やはりこういったこども施策の第2弾、第3弾を、スピード感を持って考えていかなければなりません。こちらのほうは決算特別委員会においてもお話をさせていただく予定でございます。

こういったこどもたちの声、こどもたちの権利を重要視していくような、これらの理念や取組を一過性のものとせず、将来にわたり実効性を持って推進していくためには、こどもの権利を明確に位置づける条例の制定が重要ではないでしょうか。条例によってこどもの権利を区政の基本的な考え方として明確にし、施策の継続性を確保するとともに、こども自身が権利の主体であることを社会全体で共有することが重要であり、これはまさに大田区が目指す子育てNo.1都市を実現する基盤となるものと考えます。

そこで伺います。子育てNo.1都市を目指す大田区として、今こそこどもの権利に関する条例の制定について本格的に議論し、検討を進めていくべきと考えますが、鈴木区長の考えをお聞かせください。

最後の項目となりますが、障害福祉について伺います。

神奈川県相模原市の知的障がい者施設「津久井やまゆり園」で19人が亡くなられ、26人が重軽傷を負った元職員による凄惨な事件から、今年7月26日で丸10年の節目を迎えました。神奈川県では、このような事件が二度と繰り返されないよう、神奈川県議会と共同してともに生きる社会かながわ憲章を策定し、令和5年4月には神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～をつくるなど、障害福祉に対する強い決意が感じられました。また、国では、7月24日に医ケア児支援法改正法案が成立し、障がいをお持ちの方や医療的ケアを必要とされる方には、今年は非常に大きな1年となっております。

医療的ケア児に関しては、私も過去に議会でも何度となく取り上げさせていただきました。こちら10年前になるのですが、当時は医療的ケア児という言葉も普及しておらず、医療的ケアが必要なこどもという表現でしたが、当時は保育園、幼稚園や小学校に入園・入学することが非常にハードルが高く、何とか打開したい思いで全力でした。その後、大田区議会でも多くの議員がこの問題に取り組み、また小池東京都知事や政府も対策に力を入れるなどしたことによって、この10年で大きく進展しました。少しでもこういった光が当たっていなかった方たちへ光を当てるお手伝いができ、笑顔につながっていったのではないかと思います。

障害福祉の充実、笑顔のまちを目指す鈴木晶雅大田区政にとって大切な構成要素であると考えております。現在、複数の障がい者通所施設の整備など、区として様々な取組を進めておりますが、障害福祉の充実、時流を捉え、常に未来を見越した政策が必要であると強く感じております。

先ほど少し触れましたが、今年の7月には医ケア児支援法改正法により、法の対象が医療的ケアを必要とするこどもに加え、18歳以上の医療的ケアのある障がい者や重度心身障がい者にも拡大されました。NICUの高度化や医療技術の進歩により、医療的ケアが必要となりながらも、今まで助からなかった命を救うことができるようになりました。そういった医療的ケア児が増えてきた世代が成人に差ししかかってきており、今回の改正の大きな要点の一つとなりました。これにより、成長後も医療的ケアを必要とされる方々に切れ目のない支援が行われることが明記されています。私自身の経験からも、また医ケア児支援法改正の趣旨を踏まえましても、障害福祉のより一層の支援の充実が大切であると考えます。

区長として、医ケア児支援法改正も踏まえて、今後の障害福祉についてどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

以上で自民・無所属の代表質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○鈴木区長 押見隆太議員の代表質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、令和9年度予算編成に向けてのご質問でございますが、昨今の気候変動や国際秩序、AIなどの技術革新、働き方、家族の在り方や生活様式など、価値観や社会秩序が大きなさま変わりを遂げている現代社会にあって、我々は今、歴史的転換期とも呼ぶべき重要な局面を生きております。このような中、地域社会において重要なことは、変化に対応しようとする一人ひとりの力と未来に向き合うマインドにあると考えております。私は区長として、地域の安全・安心を守り、次世代を担う人が育つ、さらには生み出された活力が地域に広がり、都市

として成長し、発展していくことを目指し、区政のかじ取りを行ってまいりました。

令和9年度予算編成に当たっては、「住み続けたいまちNo.1へ笑顔と幸せつむぐ未来に向けて確かな歩みを進める予算」をテーマに据え、「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」をはじめ、四つの基本目標の実現に向けた施策に優先的に取り組むことといたしました。

現下の状況に目を向けますと、中東情勢の影響等により物価高騰が長引いており、区民生活への負担が続いております。特に家計では、食料品や光熱水費などの日常生活に直結する支出に影響が生じていることから、国や東京都の講じる支援策を一体的に捉え、区として必要な支援策を先の臨時会における補正予算等で講じてきたところでございます。機を逸することなく区民の皆様の不安や困り事に寄り添い、支援を行っていく姿勢は今後も一貫するものでございます。

また、近年、地震や風水害をはじめ、自然災害が激甚化、頻発化しており、これらの災害から、短時間の集中豪雨の猛威や震災後の長引く避難生活の苛酷さなど、様々な教訓が得られています。私は、これまでの想定を上回る災害の発生状況において、区民の皆様の命と暮らしを守り抜くためには、都市インフラの強靱化といった中長期のハード的な整備はもとより、関係機関、関係団体との連携強化を進め、災害時に実効性のある協力関係や被災生活を支える支援の輪を築いていくことが重要であると考えており、優先的に取り組むべき課題に対して、いち早く具体的な対策に着手しております。

来年度予算編成に当たっては、優先すべき施策をしっかりと見極めながら、喫緊の課題には迅速かつ的確に具体化を進め、併せて総合計画を着実に推進し、区民の皆様に身近な基礎自治体として、地域特性を踏まえた大田区ならではの価値の高い施策を構築することで、住み続けたいまちを実現してまいります。

次に、国による不合理な税制改正に関するご質問ですが、区のふるさと納税による財源の流出額は、特別区全体と同様に年々拡大しており、令和8年度は70億円を超える見込みでございます。これは令和8年度予算の特別区民税約860億円に対する割合では1割に迫る規模となっており、財政を圧迫する大きな要因となっております。さらに、国による法人住民税の一部国税化や、地方消費税の清算基準の見直しといった不合理な税制改正の影響額を合わせますと、令和8年度の影響額は270億円を超えるものと試算しており、将来にわたる区民サービスの安定的な供給に深刻な影響を及ぼすおそれがございます。

こうした事態を踏まえ、特別区長会では、ふるさと納税に係る「特別区の主張」を発行し、制度本来の趣旨と実態が乖離している状況や、住民サービスの低下につながる制度上の問題点等を訴えています。先月5日には総務省への要望活動を行い、令和9年度の予算編成の重点事項として、地方税財源の充実強化について要望いたしました。要望では、地域間の税収格差は正の名の下に行われている東京の税財源を狙い撃ちにした措置は、安定した公共サービスの提供を使命とする基礎自治体としては容認し難いとの特別区全体の基本的な考えを直接お伝えしました。その上で、今後さらに固定資産税に手をつけることは、受益と負担という地方税の原則をゆがめ、地方自治の根幹を破壊するものであり、地域間の税収格差の是正は国において地方交付税制度で行うべきであり、早急に現行の不合理な税制改正の見直しを行うことなどを強く要望しております。

区といたしましては、ふるさと納税に関しては、区の認知度向上、地場産業の発展、観光等で区外より訪れる交流人口の増加につなげる観点で、区の魅力ある返礼品の充実や情報発信の強化を図っているところですが、不合理な税制改正に対する認識は東京都や特別区長会と一致しており、今後も緊密な連携の下、地方税財源の充実強化の必要性を国に強く訴えてまいります。

次に、都市計画交付金に関するご質問ですが、都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な推進を図るため、東京都が区部において都税として徴収した都市計画税を財源に、特別区の区域における都市計画事業に要する経費の財源措置となる制度でございます。近年、気候変動による激甚化する風水害への備えや老朽化した都市機能の更新、人、物の自由な移動に資する交通ネットワークの構築、安全で快適な道路空間の創出、豊かな緑あふれる都市公園の整備など、安全性が高く地域に活力を与える持続可能な都市づくりは、ますますその重要性を増しており、都区の信頼関係に基づく連携により力強く進める必要があります。

こうした状況において、都区間において積み上げてきた協議を踏まえ、東京都の令和7年度予算において、大

都市東京における円滑な都市計画事業の展開を理由に、東京都の歳出予算における都市計画交付金は、前年までの200億円から300億円へと増額に至っており、令和8年度予算においても同様の予算額となり、都区の信頼関係の大切さを改めて感じたところでございます。

この間、大森ふるさとの浜辺公園、田園調布せせらぎ公園の整備など、地域の魅力ある公園整備に活用してきたほか、連続立体交差事業による渋滞緩和や沿線のまちづくりなどに活用してまいりました。今後は、新空港線の整備や沿線のまちづくり、羽田空港跡地の公園整備など、未来の都市の活力につながる財源として活用していきたいと考えております。区といたしましては、大都市東京を共に支えるパートナーとして、東京都と丁寧議論を重ねつつ、首都として日本の魅力を高める都市機能の強化、持続的な発展を共に目指してまいります。

次に、区の工事発注に関するご質問ですが、区の公共施設は、まさに今、更新や修繕の本格的な時期を迎えているところでございます。そのような中、公共工事を取り巻く環境は激変しており、コロナ禍以降、円安やエネルギー価格の高騰等の影響を受け、建設費の急激な上昇が続いております。また、直近では中東情勢の変化に伴って、建築資材のさらなる価格上昇や、サプライチェーンの不安定化による納期の見通しが立ちにくい状況も生じております。さらに、気候変動に伴う猛暑期間の熱中症対策や、いわゆる2024問題に端を発した働き方改革に伴い、必要とする工期も年々長くなってきております。加えて、建設業では人材の高齢化が著しく、技術者・技能者不足が深刻化している状況も見られます。こうした背景から、区が発注する工事においても入札の不調が多く発生しており、その結果として、区民サービスの基盤である公共施設の円滑な更新が滞ることは、区民サービスの提供に多大な影響を与えるゆゆしき状況であります。

区は、その対策として、建設業者が安心して区の工事を受注できるよう様々な取組を行ってまいりました。具体的には、インフレスライドの適用による物価水準に合わせた契約金額の見直し、週休2日や猛暑による作業の中止を見込んだ工期と工事費の算定に取り組んでおります。さらに、直近では、中東情勢の変化を踏まえ、供給の滞りや流通の目詰まりが起きたナフサ由来の建材について、調達のために実際に必要となった経費を反映する取組を新たに始めたところでございます。

これらの取組を進める中、先に開催された第2回臨時会において、時限的な専決処分の拡大について議決いただいたことは、議会の皆様から激変する社会情勢においても区の工事が円滑に進められることを期待されているものと受け止めております。区といたしましては、引き続き、社会情勢の変化を迅速かつ的確に捉え、国や都の動向も踏まえて適切に工期や工事費に反映できるよう検討を継続し、建設業者が安心して入札に参加できる環境づくりに取り組んでいくとともに、円滑な工事発注による計画的な公共施設の更新を進めることで、区民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

次に、災害時相互応援協力協定に関するご質問ですが、大規模な自然災害に備えて、他の自治体と緊密に連携し、重層的に協力体制を構築していくことは、区民の命と健康を守り、復旧・復興のスピードを加速するために極めて重要な災害対策の一つでございます。本区では、これまで友好都市をはじめ、七つの自治体と災害時相互応援協力協定を締結し、日頃から顔の見える関係性を築きながら災害に備えてまいりました。自治体間協定の大きなメリットは、国や東京都による広域的な調整を待つことなく、直接物資や職員の支援を受けられるという点でございます。現在は東北地方や関東近郊の自治体と協定を結んでおりますが、今後、物資輸送や地域の分散化などの観点も含めて協定先を広げることで、被災時により強固な支援体制を構築できるものと考えております。

協定に期待できる効果は、物資や職員の迅速な支援のほかにも多岐にわたります。区が現在進めている避難所環境の改善に当たっては、簡易ベッドなど今後も多くの物品を配備する予定ですが、区内の備蓄倉庫に収まり切らない見込みのため、新たな保管場所が必要です。こうした物品を協定先の自治体に保管していただくことで、発災時の避難所物品の安定供給が可能となります。また、住民の避難先として宿泊施設等を供給していただくことで、遠隔地に安全な避難場所を確保することができます。さらに、富士山噴火による降灰対策といった新たな課題に対しても、ノウハウを共有いただくことで実践的な対策が可能となります。能登半島、熊本と地震による大規模な災害が各地で相次いでおり、区としてもできる限りの備えや対策を講じることが急務でございます。災害発生時に区民の命と暮らしを守るため、自治体間の連携も含め、大田区の災害対応力の一層の強化に取り組ん

でまいります。

次に、特区民泊を含む民泊事業の今後の展望についてのご質問ですが、区は、本年 4 月に改正を行った大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関するガイドライン等に基づき、事業者の適切な運営体制確保と課題が生じた際の助言・指導の対応を進めるとともに、相談内容の分析・整理等を進めてまいりました。また、国が旅館業法並びに住宅宿泊事業法に基づく民泊事業の規制に関する通知等を発出したのを受け、区は、旅館業法民泊については、施設内フロント設置、職員等の施設内常駐の義務化を、住宅宿泊事業法民泊については、事業の制限区域の見直し及び ICT を用いた管理の義務化等を盛り込んだ各施行条例の改正に関するパブリックコメントを行ってまいりました。

4 月のガイドライン改正後の相談件数については、現時点ですが、残念ながら前年度と比較し、ほぼ同様の状況で推移をしております。ガイドラインは猶予期間が設定されている項目もあり、区としては、事業者への働きかけ等を引き続き取り組んでまいります。現在、パブリックコメントでいただきましたご意見は集計中ですが、条例改正に向け、非常に多くの区民の方々のご意見を頂戴してございます。区としては、こうした状況を踏まえ、特区民泊を含む民泊施策の総括並びに今後の民泊事業の方向性について検討していきたいと考えております。検討に際しましては、全庁的体制の下、国や関係機関との協議・調整などを行いながら、今後の在り方を速やかに取りまとめてまいります。

次に、新空港線整備と拠点まちづくりに関するご質問につきましては、蒲田と大森はいわゆる東海道軸に位置し、多様で魅力的な地域を形成しているものの、まちづくりの都市間競争が激化しております。このため、新空港線整備により、渋谷・城西地区と羽田空港とを結ぶ新空港線軸を形成し、にぎわいや交流を面的に広げるとともに、まちの個性を活かしつつ都市機能の強化を着実に進めていく必要があります。

具体的な取組として、まず新空港線については、7 月中旬に都市計画素案説明会を開催するなど、事業を着実に推進しているところでございます。また、8 月には、さらなる広域的な支援をお願いするため、埼玉県川越市、所沢市、和光市、入間市を訪問してまいりました。各市長からは、東急東横線との相互直通が実現できれば大田区が身近な存在になるので、ぜひ支援したいなど、力強いお言葉をいただきました。こうしたご期待の声にお応えするためにも、沿線自治体を含む関係機関とさらに連携しながら整備を促進してまいります。

蒲田駅周辺のまちづくりにつきましては、新空港線整備を契機とした駅周辺の機能更新と基盤整備を一体的に進めていくことが極めて重要です。現在行われている東口地下自転車駐車場の竣工後、東西自由通路などの基盤整備に着手すべく関係事業者と協議・調整を鋭意進め、鉄道整備と整合が取れたまちづくりに取り組んでまいります。

大森駅周辺のまちづくりにつきましては、駅西側において、交通利便性と安全性の向上を図る観点から、補助第 28 号線の拡幅整備や西口広場整備として、事業用地取得に向けた用地測量、物件調査等を進めております。あわせて、交通課題を解消する交通戦略及び西口広場空間デザイン方針については、パブリックコメントにより区民の皆様からご意見をいただいた上で策定に取り組んでまいります。さらに、大森駅周辺地区グランドデザインの改定を見据え、駅東口のまちづくりについても検討を進めてまいります。まちづくりには、まちのよさの本質を残しつつ、さらに進化させていく観点が重要です。今後とも、長期的かつ大局的な観点で考え、かつ、区民の皆様のご意見を丁寧にお聞きしながら活力ある持続可能なまちづくりを進め、未来に向けて、住み続けたい、わくわくするような大田区をつくってまいります。

次に、こどもの権利条例の制定に関するご質問ですが、区では、こども基本法の理念を踏まえ、これまで様々なこども・子育て施策を着実に推進してまいりました。令和 7 年 3 月に策定した大田区こども未来計画は、こどもたちの意見を聴きながら検討を重ね、計画の全編にわたって全てのこどもが尊重されることを基本的な理念と定め、この理念の下、現在、こども施策の充実を進めております。

さらに、令和 9 年度には、こども未来計画、子ども・若者計画及びおおた子どもの生活応援プランを一体化した、（仮称）大田区こども計画の策定に向けて取り組んでいるところでございます。策定に当たっては、こども、若者、保護者など様々な年代の声を幅広く聴くアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映させること

としており、子どもたちの意見表明の重要性を的確に捉えて進めてまいります。

一方、こうした理念や計画を将来にわたり継続的に推進していくためには、こどもの権利を区として明確に位置づけることが大変重要であり、条例の制定は実効性のある法的根拠になるものでございます。また、条例の制定を検討する際には、こども未来部を中心に、教育、福祉、保健、地域など、日頃からこどもや子育て家庭と接点を持つ庁内の関係部署がそれぞれの知見や役割を持ち寄り、全庁的に取り組むことが重要であると考えています。このほか、こうした庁内横断的な取組に加え、こどもたち自身が条例づくりの過程に参画して、こどもたちの意見がどのように活かされているのかを知ることができる仕組みも大切です。区といたしましては、庁内部門の連携をはじめ、こどもたちの参画やフィードバックなど一連の取組を通じて、大田区のこどもたちが区的意思決定に関わる大切な主体として尊重する意識を庁内全体に根づかせながら、子育てNo.1都市の実現に向け、こどもの権利条例の制定について検討を進めてまいります。

次に、今後の障害福祉の取組について、ご質問にお答えします。

大田区基本構想で掲げた将来像である「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、障害福祉施策への取組は大変重要です。令和7年3月に策定した大田区基本計画においては、基本目標2「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」の中で、障害の有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実を掲げています。

さらに、障害施策に関する個別計画であるおおた障がい施策推進プランに具体的な施策をお示ししております。本年7月に医療的ケア児法の改正法が成立したことは、障害福祉分野における大きな一歩です。改正法では、医療的ケアを必要とする児者及び重症心身障がい児・者の個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会全体で支えることが規定されました。地方公共団体にはこの基本理念にのっとり施策を実施する責務が定められ、障がいのある当事者への支援はもとより、さらに家族に対する支援や相談体制の整備等についても明示されています。

区はこれまで、医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障がい児・者及びご家族の方への施策として、障がい者総合サポートセンターでの短期入所の開始や、重症心身障害者通所事業所の開設及び定員増、在宅レスパイト事業などに取り組んでまいりました。令和7年度に実施した障がい者実態調査における重症心身障がい児・者の回答には、家族のレスパイトの充実や日中活動の支援などが今後必要なこととして挙げられております。現在、こうした実態調査の結果等を基に、令和9年度からの次期おおた障がい施策推進プラン策定に取り組んでおります。国や東京都の動向も踏まえ、区民の皆様のお声を大事にしながら、障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる大田区を目指して、障害福祉施策の充実に取り組んでまいります。

○鈴木隆之議長 次に、24番末安広明議員。

〔24番末安広明議員登壇〕（拍手）

○24番（末安広明議員） 大田区議会公明党の末安広明です。この場に立ち、質問をさせていただけることの感謝を胸に、会派を代表して質問をさせていただきます。

鈴木区長は就任以来、住み続けたいまちNo.1、子育てNo.1とのビジョンを掲げ、区民の暮らしを支える様々な施策を積極的に展開し、中でも子育て・教育分野の施策を大きく前に進めてこられました。私たちもこうした取組については高く評価をしております。その上で、持続可能な区政運営を力強く進めたいと願っております。

しかし、昨今の物価高騰や中東情勢の不安定化による不透明な経済状況が長期化する中、特に子育て世帯への経済的負担が顕著に増している状況も見受けられます。新築マンション価格の高騰や消費者物価指数の食料指数が大きく上昇していること、また、食料品目で200項目以上の値上げが確認されていることなどは広く報道されているところでございます。さらに、合計特殊出生率についても減少傾向が続いており、未来の本区を担う次世代についても重大な影響が懸念をされます。こうした現状を踏まえ、特に経済的に困難を抱えやすい子育て世帯への支援は、本区が子育てNo.1都市を目指す上でも急務であると考えます。笑顔あふれる大田区の実現に向け、区政がどのような方向性を目指しているのか、ビジョンと戦略を区民に示すことが重要であると考えま

す。

そこで伺います。続く物価高により不透明な状況が続く中、子育てNo.1都市を目指す大田区として、限られた財源の中、今後どのような施策を展開するお考えか、ご見解をお聞かせください。

また、本区が掲げる子育てNo.1都市の実現に向け、施策を着実に積み上げていくことに加え、本区が現在、他の自治体と比較してどのような位置にあるのかを客観的に捉えることが重要だと考えます。特に、子育て世帯が居住地を選ぶ際には、行政区域を意識して選ぶのではなく、住宅費や交通利便性、保育・教育環境、こどもの遊び場、医療、経済的支援などを総合的に比較しながら、どこで子育てするかを選択します。そうした意味では、本区にとって、品川区や世田谷区、目黒区、さらには川崎市や横浜市などの近隣自治体を意識することが重要です。

これまで本区においても、子育て世帯の転出増が大きな課題となる中、近年は施策の拡充によってその傾向に落ち着きが見られるものの、引き続き注視すべき状況にあると考えます。だからこそ、子育てNo.1というビジョンを、単に子育て支援策を充実させるという意味にとどめず、子育て世帯から大田区で子育てしたいと選ばれ、そして、このまちに住み続けたいと思ってもらえる都市を目指すものとして明確にしていく必要があると考えます。

そこで伺います。これまで本区が積み上げてきた子育て施策を踏まえ、本区が掲げる子育てNo.1都市というビジョンについて、特に子育て世帯の居住地選択において、比較対象となる近隣自治体と比較した場合、本区は現在どのような位置にあると分析・評価しているのか、また、子育て世帯から選ばれるまちとしての現在の実感を区としてどのように捉えているのか、区の見解を伺います。

今後は、施策の足し算ではなく、選ばれるための政策投資に転換すべきだと考えます。そのための戦略と具体的なKPIをしっかりとひもづけ、施策の効果を検証しながら、限られた財源をより効果の高い取組に振り向けていく、そうした戦略的な子育て施策の展開を求めます。

そのような中、驚きのニュースが飛び込んできました。日本最大級の住宅・不動産の民間情報サイト、スーモが、住民が選ぶ、東京23区で家賃が手ごろで「住み続けたい街」ランキングの第1位に地元の御嶽山が選ばれたほか、何とトップ6までに久が原、下丸子、千鳥町、鶯の木、五つの地域が選ばれるという、すばらしい結果が紹介されています。大田区全体で見ると視点だけでなく、地域や駅単位で23区の中で比べ、手頃な家賃という条件でフューチャーして住みたいまちをランキングした手法に、そしてその中で選ばれたという点では大変学ぶべき視点があると言えます。ぜひとも今後の自治体経営の戦略に存分に活かしてもらいたいと要望します。

次に、公共施設整備の在り方について伺います。

現在も区では数多くの公共施設の整備が進められておりますが、資材価格や人件費の高騰などにより建設費が上昇を続けています。今後、建て替えを控えている施設も数多くある中、建設時の費用だけでなく、その後の維持管理や更新に関わるランニングコストまで含めて考えれば、公共施設を今後どのように整備していくかは、本区の将来の財政運営にも大きな影響を及ぼす課題です。

そうした中、公共施設整備の考え方として縮充というコンセプトが語られるようになってきました。限られた財源や人的資源の中で、単に施設の数減らすのではなく、必要な機能やサービスの質を維持向上させながら、公共施設全体を持続可能な形へと転換していくという考え方です。この考え方は、これからの本区の施設整備を考える上で極めて重要な視点であると考えます。

一方で、この縮充を本当の意味で実現することは決して容易なことではありません。これまでの施設整備では、それぞれの行政需要に応じて施設や機能ごとに整備を検討してきた側面があります。しかし、区民ニーズが多様化する中、今後、新たな行政需要が生じるたびに、それぞれの目的に応じた施設を新設、更新していくことは、財政面からも施設管理の面からも持続可能とは言えません。

区は施設総量を一定程度削減する方向性を示してはいますが、実際にはその実現は容易ではなく、単純に施設を減らすという発想だけでは区民サービスとの両立や地域での合意形成も難しくなります。だからこそ必要なのは、施設の数減らすことだけではなく、そもそも公共施設に対する考え方を転換することではないでしょう。

か。例えば、こどものための施設が、時間帯によって高齢者や地域活動の場として活用される、曜日や時間帯によって異なる用途で施設や空間を活用するタイムシェア、さらに、将来の人口構成や行政需要の変化に応じて用途を柔軟に変更できる可変性のある施設整備など、これまでとは異なる発想が必要です。また、将来、地域のニーズが変化した際に、間仕切りや設備の変更によって別の用途へと転換できるよう、設計段階から将来の使い方を想定しておくことも重要です。こうした一つの施設を一つの目的だけに使うのではなく、一つの施設で複数の地域ニーズを受け止めるという発想こそ、縮充を実現する鍵になると考えます。

そして重要なのは、こうした発想を、施設を建てることが決まった後に検討するのではなく、そもそもどのような施設整備が必要なのかを検討する初期段階から組み込むことです。そのためには、施設を所管する部局だけで検討するのではなく、区全体を一つの公共施設資産として捉え、部局横断で検討する視点が必要です。他の自治体に目を向けますと、横須賀市では、公共施設の更新・再編等を検討するため、公共施設マネジメント戦略会議を設置し、市長をはじめ全部局長が参加する体制を構築しています。また、横断的な案件については、その下に全体調整部会を設けています。また、横浜市では、ファシリティマネジメントを専門に行う共創・ファシリティマネジメント推進室を設け、施設配置の総合調整や保全・利活用、再編整備、PFI等について全庁的な調整を図っています。

そこで伺います。今後の施設整備において、限られた空間の中にどれだけ多くの価値や機能を持たせられるかという発想へと転換し、従来型の施設単位、所管単位の判断ではなく、地域全体、区全体を俯瞰的に捉え、タイムシェアなどによる機能の共有、将来的な用途変換なども含めて整備の在り方そのものを検討する、そうしたプロセスを新たに確立すべきだと考えます。また、それを実装するための庁内の体制や機能を拡充すべきと考えますが、区の見解を伺います。

人口構造も区民のライフスタイルも行政需要も変化していく中で、これまでと同じ発想で公共施設をつくり続けることはできません。公共施設をつくって終わりではなく、将来の地域の変化に合わせ、使い続け、変え続けられる資産として捉える、そうした新たな公共施設整備の考え方を実装可能な仕組みとして構築することを期待します。

加えて、若干公共工事の発注・契約について要望します。建設事業者からは、近年の猛暑や担い手不足などを踏まえ、工事が夏の猛暑期に集中しないよう、可能な案件については新年度を待たず、前年度からの準備、発注を進め、施工時期の平準化を図ってほしいとの声があります。また、資材価格や人件費の高騰が続く中、手続きが複雑なインフレスライド制度に加え、必要に応じて設計変更など、より機動的で事業者の負担を抑えた対応を求める声もあります。事業者が安心して公共工事を担える発注・契約の在り方について、引き続き対策の拡充を求めます。

次に、災害時における受援体制について伺います。

去る7月28日、最大震度7を観測する令和8年熊本地震が発生しました。この災害を受け、公明党としても、党のネットワークを活かして早速現地の災害対応における実情について情報共有を図りました。その中で、改めて重要性が浮き彫りとなったのが受援体制の構築です。大規模災害時、自治体職員自身も被災し、庁内はたちまち人手不足に陥ります。そうした中で重要となるのは、他の自治体や関係機関、民間事業者などから人的・物的な応援をスムーズに受け入れ、各災害対応に効果的につなげていくことです。そのため、どの業務にどれだけの応援が必要か、誰が受け入れ、どこに配置するのかをあらかじめ定めるものが受援計画です。

その重要性が広く認識される契機となったのが平成28年の熊本地震でした。全国から多くの応援職員が派遣された一方で、受入れ側の体制が十分でなく、応援職員の配置や業務の割り振り、情報共有などに課題が生じました。当時、熊本県を含め、震度6以上を観測した10市町村において、受援計画を策定していた自治体はありませんでした。こうした経験を踏まえ、国は平成29年に、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインを策定し、令和2年には市町村向けの受援計画作成の手引きを策定しました。さらに、令和7年4月にはこの手引きも改定されています。

受援計画の策定は全国的に進み、その策定率は令和6年4月時点で、都道府県では100%、市町村では78.5%

となっています。受援はもはや一部の自治体だけの特殊な対策ではなく、標準的な災害対応の仕組みになりつつあります。東京都も令和5年に東京都災害時受援応援計画を策定し、全国の自治体や関係機関からの応援を円滑に受け入れる手順や体制を整えています。

しかし、重要なのは、計画をつくったかどうかだけではありません。例えば、全国から100人の応援職員が大田区に派遣されたとしても、どの部署で、どの業務に、何人必要なのか整理されていなければ、応援を十分に活かすことはできません。罹災証明の発行、避難所運営、被害認定調査などへの配置に加え、応援職員の専門性の確認、指示系統、執務場所、宿泊、食事、移動手段などなどを事前に整えてこそ、応援を災害対応の戦力に変えられます。

その点で、東京都北区の取組は参考になります。北区では、災害対策本部に受援窓口を設け、必要な業務や応援人数、派遣元、着任・離任予定、応援者の専門性などを把握し、受援業務の調整を行うとしております。各担当部署にも受援担当者を置き、本部の受援窓口と連携する仕組みです。受援を単に応援職員の受付とするのではなく、必要なところに必要な人を必要なタイミングで配置し、実際に仕事をしてもらうまでのマネジメントと捉えている点で重要です。

そこで伺います。本区における災害時の受援体制について、現状認識と、先進自治体の取組も踏まえ、本区として独立した受援計画、あるいはそれに相当する実効性のある具体的な受援体制を整備していく考えがあるのか、区の見解を伺います。

大規模災害時、いかに早く行政機能を立て直せるかは、その後の災害対応の成否を分けるものであります。そのためにも、受援を防災計画の単なる1項目として捉えるのではなく、重要な行政機能として位置づけ、平時からそれを実際に動かせる体制にまで訓練を重ね、課題をあぶり出し、その上でマニュアルの改定を実施するなど、実効性のある体制を早期に構築していくよう強く求めます。

次に、若手職員の定着と専門人材の育成について伺います。

本区においても現在、今後も含め、職員の人材確保が大きな課題の一つになっていると認識しております。中でも若手職員の離職の傾向が増えているとも聞いております。若手職員の離職の問題を考える際、単に働きやすい職場環境を整えるだけでは十分ではないと考えます。特に、向上心があり、能力が高い職員ほど、もっと成長したい、自分の力を試したい、将来こうした分野の専門家になりたいという思いを強く持っているのではないのでしょうか。そうした職員が、組織の中で自らの成長を実感できず、将来のキャリアを描けなければ、より成長できる環境を求めて組織の外へ流出してしまうことも考えられます。

一方、行政を取り巻く環境は変化が激しく、かつてないほど複雑化、高度化しています。DX、財務、財政、法務、福祉、都市計画、防災、公共施設マネジメントなどなど、それぞれの分野で高度な知識と経験が求められ、行政の中にも特定分野について深い専門性を持つ人材が必要となっています。そこで重要になるのが、職員のキャリアの複線化ではないのでしょうか。若手のうちは幅広い部署を経験し、行政全体を理解することは重要です。しかし、その後も一律に二、三年程度で異動を繰り返すだけでは、せっかく蓄積した知識や経験が十分に活かされない場合があります。

他の自治体に目を向けますと、例えば柏市では、一定の職務経験を積んだ職員について、DX、税務、滞納整理、会計などの分野で長期的に専門性を高めるスペシャリスト育成制度を設けています。また、足立区や神戸市においても、職員の希望や適性を踏まえ、専門性を高める複線型のキャリア形成を進めています。こうした考え方は、若手職員の定着という観点からも重要と考えます。この組織にいれば自分の得意分野を伸ばすことができ、専門性を身につければ、それを活かしてより大きな仕事に挑戦できる、そうした将来像が見えることは職員にとって大きな働く動機になると考えます。

本区においても、これまでDX推進成果報告会など、職員が自らの知識やアイデアを発表し、挑戦する機会が生まれています。こうした取組を一過性の発表の場にとどめず、職員の能力や意欲を発見し、その後の人材育成やキャリア形成につなげていくことが重要だと考えます。つまり、辞めないようにするのではなく、ここで成長し続けたいと思える組織をつくるという発想への転換です。

そこで伺います。第1に、若手職員、特に意欲や能力の高い職員の定着を図るため、職員が自らの成長や挑戦を実感でき、将来のキャリアを描くことのできる仕組みをこれまで以上に充実させていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

第2に、従来のジョブローテーションによるゼネラリスト型の人材育成に加え、一定の経験を積んだ職員が、本人の意欲や適性に応じて特定分野の専門性を長期的に高めるスペシャリスト型のキャリアを選択できる、新たな複線型の人材育成・人事制度についても検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、区内中小企業の人材獲得・定着を支える資格取得支援について伺います。

区内中小企業を取り巻く人手不足の課題はますます深刻になっています。特に本区は、ものづくりのまちとして数多くの製造業が集積しており、建築、電気、空調工事など、専門的な技能や資格を必要とする事業者も数多く存在します。こうした企業にとって、人材を採用することはもちろん重要ですが、せっかく採用した若手人材を育て、必要な資格や技能を身につけてもらい、長く働いてもらうことも同じくらい重要です。

資格取得や技能取得には、受験料や講習費、教材費など一定の費用がかかります。中小企業にとっては、こうした人材育成への投資が負担となる場合もあります。一方で、従業員にとってみれば、資格や技能を身につけることは、自らのキャリア形成や処遇向上にもつながります。つまり、企業による資格取得支援は、単なる福利厚生ではなく、人材の確保・定着、また従業員にとっては成長とキャリア形成を後押しする、双方にメリットのある取組だと考えます。各種団体の皆様からも強い要望をいただいております、我が会派としても、これまで議会質問等でその必要性を強く訴えてきております。

こうした中、東京都では、今年度から資格取得サポート助成金を創設し、人手不足が深刻な建設・建築、運輸等の分野を対象として、従業員の資格取得に必要な研修費等を助成する取組を開始しました。また、例えば足立区などでは、中小企業が従業員に受けさせる研修や資格試験の受験料等を対象とした補助制度を設け、近年は新規事業や事業拡大につながるリスキリングも対象とするなど、地域の中小企業の人材育成を積極的に支援しています。

東京都の制度が創設されたことは大きな前進ではありますが、対象となる資格や分野には一定の範囲があります。本区には、製造業をはじめ、建築、電気、設備、空調など、多様な技術・技能を必要とする幅広い分野の中小企業が集積しており、こうした区内産業の特性を踏まえれば、都の制度だけではカバーし切れない人材育成を区として支える意義は大きいと考えます。令和7年の第4回定例会における我が会派の代表質問において、鈴木区長は、産業振興協会とも連携し、実効性のある制度設計について検討を図っていくとの答弁をされております。これ以降に東京都の制度が新設されたわけですが、区の産業構造を考えれば、これだけではまだ不十分と考えます。

そこで伺います。区内中小企業の人材獲得・定着を支援するとともに、次代を担う人材の技能習得やキャリア形成を後押しするための資格助成制度について、その後の検討状況をお聞かせください。また、東京都の制度を補完する形で、大田区独自の資格助成制度を創設することについて、現段階での区の見解を伺います。

改めて、資格助成制度の創設を強く求めます。

次に、若者政策について伺います。

これまでも私たちは、タウンミーティングなどを通して若者から様々な声を聴いてきました。その中で感じるのは、今の若者が抱えている難しさは、単に仕事がない、生活が苦しいといった課題だけではないということです。変化のスピードが速く、先が読めず、将来を見通しにくい時代です。インターネットやSNSによって情報はかつてないほど身近になりました。しかし、情報が多いからこそ、自分は何がしたいのか、どんな仕事を選べばよいのか、どんな生き方をすればよいのか、自分自身の進むべき道を選び取ることが難しくなっているのではないのでしょうか。しっかりと稼いで家庭を持って安心して暮らしていきたい、こうした当たり前とも言える願いを実現するための道筋そのものが見えにくくなっているようにも感じます。だからこそ、これからの若者政策には、困っている人を支援するという視点だけではなく、若者自身が未来を描き、希望を持って生きていくための力を育てるという視点が必要ではないのでしょうか。

そこで重要になるのが学びです。しかし、ここでいう学びとは、従来型の生涯学習のように、行政が講座を用意して、そこに参加してもらうというだけのものではありません。例えばリスキリングについても、資格取得やスキル習得を目的とするのではなく、自分自身の可能性を知り、様々な仕事や生き方を知り、将来の選択肢を広げていく。さらに、同世代の若者同士で語り合いながら、実際に社会で活躍している先輩や区内企業の経営者、起業家、職人、専門職などから直接話を聞き、こんな生き方もあるのか、こんな仕事もあるのかといった出会いや発見の場につなげていく。いわばキャリア教育、リスキリング、人生設計、そして人との出会いを一体化したような新しい若者向けの学びの場です。

また、そのためには、行きたくなる場所、集まりたくなる場所の存在も重要です。現在も地元の田園調布せせらぎ館などのフリースペースには、多くの若者たちが勉強や仕事をするために、毎日座る席がないくらい集まっています。こうした駅前という好立地、さらには雰囲気のある空間に若者は集まってくることを感じます。まさに若者にとってのサードプレイスになっています。

他の自治体に目を向けますと、代表的なものに武蔵野市が取り組む武蔵野プレイスのように、単なる図書館ではなく、学びや交流、活動が自然に生まれるような拠点が好事例と言えます。また、本区と同様、ものづくりのまち燕三条市では、こうばの窓口といった取組もあり、地域の産業や人と若者をつなぎ、新しい出会いや発見を生み出す取組も参考になります。

本区にも、町工場をはじめ、ものづくり企業、商店、スタートアップ、様々な専門人材が存在します。そうした大田区ならではの人と仕事とまちの資源を、若者の学びやキャリア形成につなげていく可能性は大きいと考えます。さらに、若者が地域活動や学び、イベントへの参加を通じてポイントを獲得し、それを次の学びや体験につなげるなど、ちょっと面白そうというゲーム感覚も取り入れた参加したくなる仕掛けをつくることも大切と考えます。

そこで伺います。第1に、変化の激しい時代を生きる若者たちが、自らの将来を考え、様々な生き方や仕事に出会い、学び、キャリア形成につなげていくため、従来の生涯学習の枠を超えた若者の学び・キャリア形成支援を本区として新たに展開していくという考え方について、見解を伺います。

第2に、若者が行ってみたい、集まりたいと思える居場所をつくり、そこに区内企業や地域人材との出会い、学び、地域活動などを組み合わせ、さらにはポイントなどのインセンティブも活用しながら、若者が自然に参加し、挑戦したくなる仕掛けをつくっていくことについて、区長の見解を伺います。

ぜひ、行政が主体となってお膳立てするだけではなく、若者たちの意見を直接聴きながら、こうした新たなサードプレイスの在り方について考え、試行しながら、形にしていくプロセス自体をイベント化して、楽しみながら当事者意識を高め、今の時代に合った形をつくり上げていく、そうした取組も提案したいと思います。本区を、ここに住み続けたいと思ってもらうだけではなく、ここで何かを始めてみたい、ここで自分の未来を見つめたいと感じてもらえるまちにしていくことが重要だと考えます。

最後に、学校現場における保護者対応について伺います。

学校現場では、児童・生徒への指導、学習支援に加え、保護者からの相談や要望への対応に多くの時間と労力を要している実態があります。もちろん、こどものために学校へ相談し、改善を求めることは、保護者として当然の権利です。一方で、中には教員個人では対応が困難な過剰な要求や、長時間にわたる電話、繰り返しの苦情などもあり、教員の精神的な負担を増大させ、場合によっては休職や離職につながることも懸念されます。

一方、保護者の側も課題を抱えています。学校に対して、教員に対して、問合せをしなければいけないケースは多岐に及びます。友達とのトラブルや担任に対しての要望、発達に関することや教育方針など、それらを学校以外にぶつける先を知らないこともあろうかと思います。また、学校にこどもを預けている以上、担任や学校に直接言いにくい、相談したことでこどもが学校で不利益を受けないか心配だと感じ、悩みを抱え込んでしまう保護者もいます。

こうした中で必要なことは、問題が深刻化してから対応するのではなく、できるだけ早い段階で最適な支援につなげることです。学校と保護者の間で一度感情的な対立が生じてしまうと、双方が自らの立場を主張すること

に終始し、問題の本質が見えにくくなることがあります。また、教員が一人で対応を続けることで保護者との関係がさらに難しくなり、結果として長期化してしまうケースも想定されます。だからこそ、問題が大きくなる前の段階で、学校側でも保護者側でもない第三者的な立場で、相談員が早期に関わる仕組みが重要ではないかと考えます。まずは電話などで気軽に相談を受け止め、相談者の話を丁寧に聞きながら、何が問題なのかを整理し、どのような支援が最適なのかを見極め、必要に応じて学校と保護者の間に入り、双方の認識を整理しながら課題を解決する、こうした第三者的な調整機能を、既存の教育相談の仕組みを活かしながらもより強化し、加えて、なるべく早期介入できる体制にすることが重要であると考えます。

そこで教育長に伺います。本区において、現在、学校だけでは解決が困難となる保護者への対応について、教育委員会としてどのような支援を行っているのでしょうか、ご見解をお聞かせください。

さらに、保護者にとって、学校とは別、安心でき、さらに調整を図ってくれる窓口を、より敷居を下げ、分かりやすい形で設けることが重要と考えます。

そこで伺います。学校と保護者の双方が安心して相談でき、必要な場合には第三者が入り、早期の問題解決につながる学校問題解決支援の仕組み、支援体制を強化していく考えはないか、区の見解を伺います。

子育てNo.1都市として、学校で起きる問題解決の体制拡充を図ることは、こどもたちの笑顔につながる重要な施策であります。体制強化を求め、以上で大田区議会公明党の代表質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○鈴木区長 末安広明議員の代表質問に順次お答えさせていただきます。

まず、今後の施策展開と自治体経営に関するご質問ですが、昨年度は区の総合計画の初年度であり、まさに新たなスタートラインに立った年でありました。こうした中で、住み続けたいまちNo.1、子育てNo.1都市を目指すことを宣言し、保育料の第1子無償化をはじめ、いわゆる小1の壁と呼ばれる始業時間前の居場所づくりなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に注力してまいりました。また、物価高騰が続く中、国の総合経済対策による重点支援地方交付金等に区独自の財源を組み合わせた生活支援給付をはじめとする支援策を迅速に講じるなど、真に必要な施策にはちゅうちょすることなく財源を振り向けてまいりました。

加えて、先般の第3次補正予算では、物価高騰の影響を特に受けやすいひとり親家庭等への臨時給付や、福祉事業所等への食材費の支援など、区独自の支援を講じてきたところであり、今後も、社会経済状況をつぶさに捉え、区民の皆様の暮らしを支える必要な支援策には機を逸することなく取り組んでまいります。

その上で、令和9年度予算編成では、持続可能な自治体経営と子育てNo.1都市の実現の両立を目指し、子育て施策を起点に区政のバージョンアップを加速してまいります。既存事業を含めて、こどもの事業を通じた地域のつながり、全ての世代の活躍といった、こどもまんなか社会の考えに立脚した分野横断的な連携を深め、区の施策全体を洗練することで、全区民の暮らしの充実へつなげ、将来にわたる持続可能な自治体経営の基盤となる施策を構築してまいります。さらに、あらゆる区民にやさしいデジタルシフトの加速化や、多様な主体との連携・協働の促進などにも留意しながら、施策全体の相乗的な効果を引き出し、住み続けたいまちの実現を目指してまいります。

次に、子育て世帯の居住地選択に関するご質問ですが、区はこれまで、妊娠、出産から子育て期まで切れ目のない支援の推進をはじめ、特に共働き世帯が安心して子育てできるまちを目指して積極的に施策を展開してまいりました。また、都心へのアクセスのよさや生活利便性、地域のにぎわい、多摩川をはじめとする豊かな自然環境など、大田区ならではの強みを有しております。子育て施策はもとより、こうした総合的な魅力については、近隣自治体と比較しても決して劣っておらず、むしろ勝っている部分も多いと自負いたしております。事実、区のシティプロモーションに関する調査では、子育て世帯の定住意向や区への愛着度が向上する傾向が見られ、民間による子育てしやすい街の調査等でも近年ランキングを伸ばしており、客観的な指標においても評価が高まっていると考えております。

一方で、子育て世帯に対する本区の魅力や支援策のアピール力には、いまだ改善の余地があると認識をしてお

ります。特に情報発信については、近年力を入れて取り組んでまいりましたが、今後は、区による情報発信だけでなく、民間の力を活用した多角的な情報発信の可能性を含め、伝え方や見せ方についても、子育て世代の目線に立ち、より分かりやすく心に響く形で発信するよう工夫を重ねてまいります。こうした情報発信の強化と併せて、子育て施策そのもののさらなる充実を図りながら、子育て世帯に選ばれ、住み続けたいと思っていただけるよう、今後も区の魅力を力強くアピールしてまいります。

次に、今後の公共施設整備の在り方に関するご質問ですが、区が保有する公共施設は、延べ床面積の半分以上が築40年を経過し、老朽化の進行や維持管理費の増加などの課題があるため、改築・改修の必要性が高まっています。一方、多様化する区民ニーズに対応し、区民サービスを的確に提供していくためには、その場である公共施設について、自治体経営上の観点から適正な施設総量を見定めつつ、複合化、多機能化やフレキシブル化を図るなど、効率的かつ効果的な整備を進めることが重要でございます。

このような考えの下、区の取組として一例を申し上げますと、大森西地区では特別出張所や区民センター、区民活動支援施設など周辺の公共施設の集約化を図り、多世代が集う地域拠点として大森西二丁目複合施設の整備を進めております。複合施設の完成後は区民センターを解体し、公園として整備することで、公共施設の適正配置を進めてまいります。また、洗足区民センターの建て替えについては、庁内関係部局が参加するワークショップで建物のコンセプトを議論した後、関係部局の連携により諸室ごとの機能を見直し、多機能化やタイムシェアを行うことなどを検討し、基本設計を取りまとめたところでございます。引き続き、そのコンセプトの実現に向け、実施設計を進めてまいります。

こうした取組を継続し、庁内一丸となった公共施設マネジメントの取組としていくためには、これまでの取組事例を共有し、全庁が共通認識として持てるよう、公共施設整備の考え方を位置づける必要があります。区はこれまで、部局間連携を円滑に進めるため、大田区公共施設複合化等ガイドラインを作成するとともに、庁内に横串を刺す検討体制を構築し、複合施設整備に取り組んでまいりました。今年度改定を行う大田区公共施設等総合管理計画については、部局横断的に情報共有する体制を構築して作業を進めるとともに、区の特性を踏まえ、公共施設の総量適正化と区民サービスの充実の両立を図るための地域モデルを示す考えでございます。今後も、区長である私のトップマネジメントの下、部局間の垣根を越えた緊密な連携に基づく効果的・効率的な公共施設マネジメントにより、持続可能な区政運営とともに、区民サービスの維持向上を推進してまいります。

次に、災害時における受援計画に関するご質問にお答えいたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、今年7月の令和8年熊本地震まで、震度7を観測した地震は15年間で6回を記録しており、いずれにおいても、その被害は甚大であります。こうした中、首都直下地震等により本区が被災した場合は、近隣自治体も同時に甚大な被害を受けている可能性が高く、広域的な支援を円滑に受け入れるための受援計画の重要性は極めて高くなっております。大規模災害の教訓からも、被災自治体が外部からの人的支援や救援物資を発災直後から速やかに受け入れ、物資を滞りなく被災者へ分配するためには、事前の具体的な受援計画の策定が不可欠であります。業務ごとの必要人数や、避難所等へ配備が必要な物資の品目や数量を的確に見通せなければ、東京都や他自治体へ発災直後に具体的な支援を要請することはできません。区では、この重要課題に対し、より精度の高い計画とするため、具体的な取組を段階的に進めております。

まず、物的支援につきましては、令和7年度に災害時物流最適化計画を策定いたしました。想定避難者数に応じた備蓄品目及び物量を算出するとともに、発災後にプッシュ型支援において想定される品目を一覧化しております。さらに、今回の熊本地震でも課題となっている物流拠点から避難所等への輸送、いわゆるラストワンマイルの対応が難しい点についても、配送ルートや輸送手段などをあらかじめ想定し、実効性の高い物流体制を構築しております。

次に、人的支援につきましては、今年度、大田区地域防災計画の改定作業と並行して、新たな地域防災計画に示す方針や災害対応の枠組みを踏まえた事業継続計画、いわゆるBCPの見直しにも着手しており、令和9年度には災害対応業務及び継続業務それぞれに必要な職員数を明確に整理してまいります。事業ごとの必要人数を的確に算出することで、発災直後から必要な職種や人数を具体的かつ迅速に応援要請できるようにいたします。

災害時受援計画の策定につきましては、現在進めている地域防災計画の改定等と緊密に連携しながら、速やかに作成できるよう検討を進めてまいります。あわせて、受援物資の輸送に関する実効性を一層高めるため、新たに区内物資輸送拠点マニュアルを作成することも検討いたします。いつ起こるか分からない災害への備えとして、区民の命と暮らしを守るため、先進自治体の取組も参考にしながら、スピード感を持ってこの重要課題への対策を進めてまいります。

次に、若手職員の定着を図る仕組みづくりの質問でございますが、若手職員をはじめ、職員が成長を実感し、自らの能力を発揮しながら挑戦できる環境を整えることは、意欲や能力の高い人材の定着と育成を図る上でも重要であります。特に、採用から早い段階で公務員倫理や人間力を育てるとともに、区政や業務に関する知識やスキルを学び、その実践経験を積みながら施策提案力を伸ばすことは、人材育成の上でも大変有効です。

今年度実施いたしました区長政策ディスカバーは、職員が自らの担当業務にとらわれず、区政課題に対して政策提案を行うことができるようにいたしました。この提案者の中には、区の政策形成研修の受講をきっかけに、より実践的な提案がしたいと応募してくれた若手職員もおりました。私が若手職員と直接議論を重ねる中で、若手職員の熱意や斬新なアイデアを肌で感じることができ、このような機会が職員の成長や区の政策立案につながっていくものと実感をいたしました。

そのような考えから、入区から早い段階で政策形成に必要な知識や手法を学べる研修カリキュラムの構築や、区政課題等に対して職員個人やグループで研究し、提案できる機会の創出などをこれまで以上に進めてまいります。持続可能な大田区の発展に向け、職員が自ら率先して提案、実践、挑戦できる組織文化を育み、職員一人ひとりの成長と挑戦を支え、職員の施策提案能力を高めることで、いつまでも働きたいと思える組織をつくってまいります。

次に、スペシャリスト型のキャリア形成に関するご質問ですが、近年、給料面をはじめとした就業環境の変化に伴い、人材の流動性が高まりを見せております。このため、若年層における離職率は増加傾向にあり、民間企業ほどではないにしろ、公務職場でも顕在化してきております。区においても、一定の行政経験を積み上げた職員が流出することは大きな損失であります。こうした離職を防止するためには、区職員が今まで以上に自身の成長やスキルアップを実感できる環境整備を進める必要があります。一定の専門性が求められないとなれば、自分のキャリアを前向きに捉えることができず、自己啓発にも励めません。こうした視点の下、現在の区政を取り巻く状況を鑑みますと、DX推進において力を発揮し得る職員を対象に、ICT専門職としての登用を可能とする仕組みの構築を検討することが必要です。

一方で、区職員として十分に力を発揮するためには、専門性の強化のみならず、区政全般に関心を持ち、多様な主体、様々な人々と連携して仕事を進め得る総合力を身につけることも不可欠であることから、特に若手職員時代には複数の異なる職務経験を重ねさせ、行政職員としての視野も広げてまいります。引き続き、若手職員の確かな成長を力強く支え、その柔軟な発想と挑戦する力を区政の推進力として、変化する行政課題に取り組んでまいります。

次に、中小企業の資格取得支援に関するご質問ですが、近年、企業間の人材獲得競争は激しさを増しており、厳しい採用環境が続く中、区では、地域経済の成長と区民生活の安定のために、中小企業の人材確保・定着を重要な課題の一つとして捉え、ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援事業や、今年度から開始する「新しいものづくり」プロモーション事業等、様々な施策を展開しているところでございます。こうした中で、中小企業の資格取得への支援についても、従業員の成長、キャリア形成と企業の人材確保及びその後の定着や活躍を促進し、大田区の産業競争力を高めるために有効な施策であると認識をしております。

こうした観点の下、区は今年度、試行的な取組として、大田区産業振興協会の勤労者共済加入者を対象とした資格取得促進支援に向けた制度設計を協会と共に進めているところでございます。今後は、この試行的な制度の開始後の利用状況を確認することと併せ、東京都において今年度から新たに創設された資格取得支援制度である資格取得サポート助成金の実績や、区内事業者・従業員のニーズ、他自治体の同様の制度の実施状況などを把握・分析し、大田区における実効性ある制度の実施に向けて、追加的な検討を進めてまいります。

次に、若者の学び・キャリア形成支援に関するご質問です。若者が、デジタル化、グローバル化、さらには働き方や価値観が多様化し、変化が激しい現代社会を生き抜くには、様々な知識や技術の習得だけではなく、自ら考え、自ら行動し、将来を主体的に選択できる力を持つことが重要でございます。こうした力は、家庭や学校の間だけではなく、様々な立場や多世代の方々の豊かな経験や感性に直接触れ合える地域社会においてこそ、一層育んでいけるものと考えております。

地域社会において、関係団体や学校、図書館も含めた教育機関に加え、区の強みである産業集積や民間事業者など、分野横断的なネットワークにより交流できる場を創出することは、学びやキャリア形成の裾野を広げ、若者の可能性を高めることにもつながります。こうした観点から、区は、近隣の大学や専門学校と連携し、その専門性を活かした主催講座のほか、区民が企画を担う学習機会や、ハネダピオにて町工場の経営者との討論を通じて働く意義を学ぶ体験機会など、実践的な手法により工夫して事業を展開しております。若者が多様な大人や先進的でプロフェッショナルな地域人材と出会い、直接交わることは、新たな価値観を生み、勤労観や職業観を深め、人生を考えるきっかけになることが期待できます。若者が地域とつながり、多様な選択肢を得る中で学び、成長していくことは、持続可能な地域づくりにも資するものでございます。今後も、従来の枠組みにとらわれない、学びを通じた若者と地域との接点になる若者の学び・キャリア形成支援を展開してまいります。

次に、若者が参加、挑戦したくなる仕掛けに関する質問です。若者がいつでも気軽に集える場の提供や機会の創出に当たり、スポーツや文化活動など、同一の趣味や嗜好、目的を介し、関心や共感の気持ちを抱き、自ら参加したいと思える仕掛けをつくることは、緩やかなつながりを通じ、地域人材の発掘や育成に資する重要な取組です。特に、学びやキャリア形成の支援においては、区が提供した内容を受講する形式にとらわれず、企画や運営に携わる参画型や、学生や勤労者が参加しやすい頻度や時間帯への配慮など、若者の興味や関心の喚起と併せて、参加しやすく継続して学べる工夫も不可欠でございます。

また、若者に確実に情報を届け、参加を促進するためには、伝わる情報発信が肝要です。若者が日常的に発信するSNSを媒体として効果的に活用し、例えば、区の公式LINEや公式Xをはじめ、写真やショート動画等も用いて分かりやすくタイムリーに情報を発信してまいります。さらに、若者の最初の一步をやさしく後押しし、主体的な挑戦を促すインセンティブとして、デジタルポイントの活用等についても実効性のある仕組みと捉え、検討してまいります。未来を担う若者が、身近な地域で学びの裾野を広げ、その成果を就職やリスクリングに活かして新たな挑戦や飛躍を遂げられるよう、学びの向上やキャリア形成に資する施策を一層進めてまいります。私からは以上です。

○小黒教育長 私からは、初めに、学校における問題解決に向けた支援についてお答えいたします。

保護者の方から寄せられる様々な相談の中には、学校だけでは解決が難しいケースがあります。こうした場合、学校だけで課題を抱え込むことのないよう、早期の段階から教育委員会が学校と情報を共有し、指導主事等が状況を整理した上で、学校と共に課題の解決に向けて対応しています。具体的には、指導主事が学校の状況や保護者の方からの要望などを丁寧に聞き取り、双方の状況を的確に把握することに努めながら、学校に対しては課題の解決に向けた具体的な対応策を指導しています。解決する方法を検討する際には、スクールロイヤーが法的な見地から助言を行っております。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの教育相談の専門職を派遣し、課題解決に当たっております。あわせて、学校危機対応のコーディネーターとして、校長、副校長の経験者が学校を訪問し、経験を活かした助言や課題の解決に向けた専門的な支援を行っております。さらに、必要に応じて教育委員会は、こども未来総合センターなどの区の関係部署と連携するとともに、警察、医療機関等から協力を仰ぎながら学校を支援しております。教育委員会は、こどもにとって最善の利益という視点を大切にしております。引き続き、学校が問題解決できるよう支援及び相談の一層の充実に努めてまいります。

次に、早期の問題解決につながる学校問題解決支援の仕組みや支援体制の構築についてお答えします。

現在、学校において様々な問題が生じた際に、校長をはじめとする教職員がこどもや保護者の思いを受け止めながら問題解決を図っています。学校における問題の解決において大切なことは、学校と保護者が緊密にコミュ

ニケーションを図り、相互理解を深めることです。まずは保護者からの意見に耳を傾け、真摯に受け止めております。

教育委員会は、学校が保護者と児童・生徒の立場を十分に理解しながら課題解決ができるよう、両者の間に入り、指導助言を行っています。しかしながら、保護者の方からは、教育委員会は学校を守る立場ではないかというご意見をいただくこともあります。教育委員会は、保護者と学校の双方の立場に立って課題解決に当たっており、こども一人ひとりの安全・安心の確保や健全な成長を最優先し、こどもにとって最善を期して取り組んでおります。今後、学校と保護者との双方が安心して相談できる包括的な支援の仕組みを整えていくことは、保護者が安心して相談できる環境づくりに加え、学校だけで困難なケースを抱え込むことを防ぎ、教職員が教育活動により一層専念できる環境づくりにつながります。教育委員会は、学校と。

○鈴木隆之議長 教育長、答弁の途中ですが、所定の時間になりましたので答弁を終了してください。

会議が長くなりましたので、しばらく休憩といたします。

午後3時28分休憩

午後3時50分開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長しておきます。

質問を続けます。35番伊藤つばさ議員。

〔35番伊藤つばさ議員登壇〕（拍手）

○35番（伊藤つばさ議員） 大田区無所属議員団の伊藤つばさです。会派を代表して質問させていただきます。

まず初めに、7月28日に発生した熊本地震、また、8月から9月にかけては千葉県、北陸地方、東海地方をはじめ、全国各地で相次いだ豪雨災害によって被災された皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早く平穏な生活を取り戻せますように、心より祈念いたします。また、シルバーウィークにかけては台風が日本列島に接近する見込みで、不安定な天候が続きますが、どうか被害がないことを願います。

近年は、地震や豪雨による水害など自然災害が激甚化、頻発化しております。昨年9月11日には1時間当たり120ミリを超える集中豪雨が大田区でも発生しました。9.11の豪雨は一、二時間の短時間で済みましたが、今回の千葉豪雨のように長時間強烈な雨が続き、1日で500ミリを超えるレベルだったなら、より甚大な被害が発生したと思われます。今夏においては大田区での豪雨被害はたまたまなかったものの、1日500ミリを超える豪雨は大田区でもいつ起きてもおかしくない状況です。

ちょうど先日、大田区豪雨対策基本方針の素案に対するパブリックコメントが実施されました。現在、基本方針を策定されているところですが、素案には、東京都が2037年度までに目標にしている対策雨量は時間当たり85ミリで、これに加えて、大田区独自で10ミリ相当の流域対策に取り組むと記載されていました。約20年後に豪雨対策が完了しても、対応できるのは最大95ミリまでです。つまり、いくら東京都と区が目標とする対策を行ったところで、既に発生しているような100ミリを超える豪雨が発生すると被害を防ぐことはできません。

ハード面の対策はもちろん重要です。しかし、被害を防ぐことができないならば、いかに迅速に復旧するかということも重要です。千葉豪雨では多くの家屋が床上浸水し、家財道具や畳などが仮置場に出されました。泥水を含んだ災害廃棄物は悪臭が発生し、衛生リスクも高まるので、長期間放置するわけにはいきません。被災した自治体だけでは処理スピードにも限界がありますし、近隣自治体が支援に入ることで、より早く復旧に努めるべきだと思います。大田区としても被災地からの支援要請があった際にはぜひ積極的に支援いただきたいですし、自治体間での協力体制を整えば、大田区が被災したときに区民を救うことにもつながるはずです。

そこで質問です。大田区がこれまでに被災地支援を行った実績をお示してください。また、今後被災した自治体から支援要請があった場合、区長は積極的に支援するべきだとお考えですか。災害時の対応について、区長の見解をお聞かせください。

次に、基金の管理運用について伺います。

「貯蓄から投資へ」というスローガンが提唱され、運用益が非課税になるNISA制度を2014年から開始し、

2024年には非課税枠の拡大、そして無期限化となる新NISA制度が始まりました。ネット証券が普及し、手数料が安くなったことや、個別株よりも比較的风险が低く、少額から始められる投資信託が出てきたことなども追い風となり、投資は一部の金持ちだけがするものではなく、老後の備えとして二、三十代の若い世代の間でも一般的になっています。また、公教育としても金融教育が段階的に導入されており、国は国民に積極的に投資させようとしていることが分かります。

しかしながら、大田区は主な積立基金として1000億円を超える大きな資産を保有しているものの、運用利回りは低く、資産が活かされていないことは残念に思います。デフレの時代であれば、資金を預金として置いていてもお金の価値は変わりませんが、インフレの時代においては、数字上の金額が変わらなくとも、その価値は目減りします。積立基金の運用利回りは近年上昇傾向にありますが、それでも令和6年度の実績はたったの0.132%です。インフレ率が2%だとすれば、運用利回りが2%を超えていないと損をし続けることになります。

しかし、大田区では公金管理運用方針を定めており、基本原則として預金や国債など元本が保証された保守的な運用にのみ限定しています。アクティブな運用はできないものの、日銀が長年続けてきたゼロ金利政策、マイナス金利政策は終了し、日本は金利のない世界から金利のある世界へ突入しており、国債の利回りも上昇しています。これまでほとんど金利がつかなかった時代とは異なり、運用次第で大きな収益を得られる可能性があるため、運用の重要度が高まっているものと考えます。

そこで質問です。昨今の状況を鑑みて、区は基金の管理運用についてどのように対応していくのでしょうか、ご説明ください。

続いて、蒲田のまちづくりについて伺います。

本年7月には新空港線の都市計画素案説明会が開催され、当日は私も参加させていただきました。素案説明会では最後に質疑応答の時間が設けられていましたが、予定されていた時間では全く足りないほど参加者から多くの質問が出ていて、区民の関心の高さがうかがえます。また、それだけ質問が尽きないということは、区民が理解できていないのか、あるいは情報をキャッチアップできていないからだと思いますので、新空港線に関する情報発信や説明の機会を今後増やしていただきたいと要望します。私個人の新空港線に対する思いは会派の意見と異なる部分もありますので、今回は触れません。

さて、蒲田のまちづくりのほうに話を戻したいと思います。新空港線を契機として蒲田駅周辺も再開発が進められることになりますが、個性ある蒲田がほかのまちと同じようになってしまわないかと不安の声をよく耳にします。ちょうど3年前になりますが、令和5年第3回定例会の代表質問でも、新空港線整備を契機とした蒲田のまちづくりについて私から質問をさせていただきました。その際、区長からは、蒲田らしさを大切にしながら継承する、また、個性ある蒲田の食文化や下町の要素を活かした連続性のあるまちなみの形成に取り組むといったご答弁がありました。

しかし、よく考えてみると、蒲田らしさや下町といった言葉は非常に曖昧で、人によってイメージするものが異なる可能性があります。蒲田にも様々な側面があって、自分にとっての蒲田らしさが残されると思っていたのに、いざ開発が進めば全然違う蒲田になっていたということは、できる限り避けたいところです。それぞれイメージする蒲田らしさがあって、全員の要望をかなえることはもちろん不可能ですが、より解像度の高い共通認識を持つておくことは重要だと考えます。

そこで質問です。区長が考える蒲田らしさや下町とはどういうものか教えてください。また、その蒲田らしさや下町を活かしたまちづくりを進めるためには、具体的にどういった手法を用いるのでしょうか、鈴木区長のプランをお示しください。

次に、自動運転技術と公共交通課題の解決について伺います。

あらゆる業界において人手不足が叫ばれていますが、バス業界も深刻な状況で、大田区内でも運転手不足により路線バスが減便されるなど、区民の移動が困難になりつつあります。また、運転手不足はバス業界に限らず、運送業やタクシー業界にも広がっていますが、高齢化によってこれまでどおりドライバーの数を確保するのは難しい状況です。

そのような中で、自動運転技術はこれらの課題を一気に解決することができる可能性があります。解決できる問題はドライバー不足だけではありません。機械やA I の判断によって適切に車間距離を取り、法定速度も守られるなど、人為的なミスが発生しないという点では安全性が高まるとも言われています。本日のニュースでは、アメリカで自動運転タクシー事業を展開しているウェイモとタクシー配車アプリのGO、そして日本交通の3社が、2027年中に東京で完全無人タクシーを運行させると話題になっていますが、既に自動運転タクシーが実装されているアメリカでは、人身事故や交通トラブルも発生しており、技術はまだまだ発展途上であることは確かです。

手動運転か自動運転か、どちらが安全なのでしょう。交通事故の発生件数や死亡者数は減少傾向にあるものの、それでも年間2500人以上の方が事故でお亡くなりになっています。人が運転すれば絶対に安全というわけではありません。自動運転によるメリット、デメリットはありますが、完全自動化が進んでいけばドライバー不足も解消され、公共交通に頼らなくていい社会も見えてきますし、機械やA I が代替できない仕事に対して労働力を充当できるようになると考えます。そういった趣旨で、私は自動運転技術に大きな期待を寄せているのですが、安心して利用するためには、やはり実績を積んでいくことが必要不可欠です。

大田区について言及すると、当時、H I C i t y の大きな売りの一つだった自動運転バスの実証実験については、現在運行されていません。また、令和7年には自動運転バスが天空橋駅から羽田空港や萩中公園、大鳥居駅など市街地を通るルートで1か月間の実証実験が行われましたが、その後は市街地ルートの実証実験も行われていません。私も以前、市街地ルートでの実証実験の際に乗って体験しましたが、交通量や歩行者の多い市街地でいきなり自動運転バスを運行させることは、やはりリスクが高いと感じました。一方で、大田区の臨海部においては比較的歩行者も少なく、実証実験を行うフィールドとしては適切だと思います。

2025年4月に発足された平和島自動運転協議会は、東京流通センターの構内で自動運転技術の実証実験を行い、自動運転関連企業のオープンイノベーションを通じて、自動運転業界の発展、そして物流業界が抱える社会課題の解決を目的としています。ここで、本年7月、大田区が発起人として公共交通ワーキンググループに参画されたことは非常に大きな意味があると思います。これまで実施していた自動運転に関する事業と比較しても、より多くの知見が集まりますし、自動運転技術が過渡期にあるからこそ、最適な選択がしやすくなると期待しております。

そこで質問です。東京流通センターを拠点とする平和島自動運転協議会において、区はどのような役割を担うべきでしょうか、また、自動運転技術が社会実装されることによって運転手不足が解消されるまで、どのような課題があり、区は取り組んでいくのでしょうか、ビジョンをお示しください。

次に、子育て支援施策が及ぼす子どもまんなか社会への影響について伺います。

鈴木区長は、子ども・子育て分野を区政の一丁目一番地と位置づけ、子育て世帯に向けた様々な施策を講じていただいていると思いますが、本年第2回定例会では、庄嶋孝広議員から、大田区が掲げるスローガン、子育てNo.1都市に対し、何をもちえて子育てNo.1とするのかという質問がなされました。No.1を目指すことは誰でも可能ですし、自由ですが、No.1と言うからには、やはり明確な指標が必要なのではないかと私も共感したところでございます。

それはさておき、子育て世帯の皆さんが安心して子育てができるように、区が力を入れていただいていることはすばらしいことだと評価しております。子育てしやすいということは、子どもをつくりやすい環境が整うことであり、少子化対策につながる可能性があります。しかし、一方で、子育てする親、あるいは社会にとって都合がいいということが、必ずしも子どもにとっていいことなのか疑問に思うことが多々あります。

例えばですが、最近の事例を挙げますと、病児保育事業の拡充や小学校の朝の居場所事業などについて、不安な面があると感じています。令和5年度に始まった病児・病後児保育の送迎事業ですが、タクシーまたは施設所有の車で送迎を依頼した場合、上限1000円までの自己負担が発生していました。それが東京都の検証モデル事業として本年7月から無料になったため、病児保育を利用するハードルが下がりました。病児保育を利用しやすくなったことは一見よいことのように思われますが、私はここに強い危機感を抱いています。

こどもに風邪や発熱があったとき、本来は親が仕事を休んで、こどもと一緒にいられる環境を整えるべきです。こどもにとっては、つらいときこそ家族がそばにいてほしいですし、私の幼少期を思い起こしても、母が仕事を休んで看病してくれたときは、いつも以上に親からの愛情を感じていたような気がします。自分が風邪や発熱でつらいときに見知らぬ人に送迎され、いつもと違う場所で過ごさなければいけないということが、こどもにとってどれだけストレスがかかることなのか、いま一度考え直していただきたいのです。

でも、これは決して病児保育や送迎サービスを完全に否定するものではありません。人によっては、どうしても休むことができない事情もあると思いますし、そんなときにこどもを預かってもらえる、また、送迎まで依頼できるということで救われる人もいるはずです。ただ、送迎が無料になって病児保育を利用しやすくなるということは、こどもに対して負荷をかけるほうへと誘導していることになります。

また、現在は病児保育の送迎を無料でやっている自治体は少ないですが、こういったサービスがどの自治体でも当たり前になれば、こどもが発熱しても、上司から病児保育を使えばいいでしょうと言われて、仕事が休みづらくなってしまう可能性はないでしょうか。これまで職場の中で子育て世帯に対してなされてきた様々な配慮が薄れていく影響も看過できません。

小学校における朝の居場所事業についても同様です。こどもたちは朝7時半から学校に通えるようになりましたが、学童を利用し延長すれば、最長で11時間半もの時間を外で過ごすことになります。自宅とは異なり、甘えられる環境ではない中で長時間過ごさせることは、肉体的にも精神的にもこどもに負荷をかける可能性があります。これも小1の壁を解消するためと言いますが、決してこどもが望んでいることではなくて、社会の都合によるものです。

共働き夫婦がもっと働けるような環境を整備する子育て支援施策が過剰になることで、こどもにしわ寄せが行き、こどもまんなか社会を阻害しているのであれば問題です。こどもまんなか社会をうたうのであれば、こどもが家族と一緒にいられるような制度設計を進めていただきたいところですが、昨今、こども関係の施策は親子の関係を希薄にしているような気がしてなりません。本当にこどもの気持ちを考えているのか疑問に感じます。

そこで質問です。子育て支援施策が充実するということは、こどもにとってよいことだと思いますか、鈴木区長の見解をお聞かせください。

次に、こどもたちのウェルビーイングについて質問します。

令和6年度に策定された教育分野における基本計画であるおおた教育ビジョンは5か年計画で、現在はちょうど折り返し地点にあります。おおた教育ビジョンの理念には、「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」と記載されており、こどもたちが自他ともにウェルビーイングが実現された社会をつくる担い手になることを目指しています。また、そのためには、こどもたち自身がウェルビーイングを実感しながら成長することが重要だという説明が記載されています。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態を指しますが、今のこどもたちはウェルビーイングを実感しているのでしょうか。状況が悪化しているように私は感じます。特にコロナ禍以降、全国的に病気や不登校を含む長期欠席者数が増加しており、大田区でも同様の傾向があると思います。少子化によって児童・生徒の数が減っているにもかかわらず、学校に通えないこどもたちが増えているのに、ウェルビーイングを実感している状態だと言えるのでしょうか。もしこどもたちのウェルビーイングが悪化しているのなら、原因は何なのか、計画に定めた目指すべき方向性は間違っていないのか、検証する必要があるはずです。

そこで質問です。おおた教育ビジョンが開始された令和6年度から、こどもたちのウェルビーイングは改善されているのでしょうか、どのように評価されているのかお示しください。

最後に、こどもたちのウェルビーイングに関連して伺います。

皆さんは「ドパガキ」という言葉をご存じでしょうか。あまりきれいな言葉ではないので、発することもはばかられるのですが、あえて使わせていただきます。これはドーパミン中毒の餓鬼の略称で、SNSやショート動画、あるいはゲームなど、常に強い刺激を求め、集中力が続きにくくなっている若者を意味します。SNSやショート動画は、ユーザーの興味・関心に従って次々に関連動画が表示され、時間を忘れて没頭してしまいます。

これらの弊害は様々で、短時間のコンテンツで簡単に脳が刺激を得られることによって、本来やるべき仕事や勉強に集中ができなくなってしまう。また、強い刺激に慣れることで目の前の小さな幸せに気づけなくなる、刺激は得ているはずなのに虚無感や焦燥感を抱えるようになるなど、精神的に悪影響を与え、こどもたちの幸福感を阻害します。これらは不登校の主な要因である無気力、不安に少なからず影響するものだと考えられます。

世界では、オーストラリアをはじめ各国が未成年のSNS利用を規制するなど、本格的な対策にかじを切り始めました。ドーパミン中毒になっているのはこどもだけではありません。AIの進化によって、大人でさえもそのアルゴリズムに打ち勝つことが難しくなっています。先日は、AI開発のスタートアップ企業であるアンソロピックの研究者が、今後10年以内にAIが人類を滅ぼす可能性は10%以上あると発信したことが話題になりました。AIが自律的に学習し、開発スピードが加速することによって人間の理解が追いつかなくなり、暴走すれば人間が制御することさえ困難になると言われています。実際にオープンAI社では、開発中のAIが勝手に他社のシステムへサイバー攻撃や不正アクセスを仕掛けた事件が発生しました。既に人間の意図しないような自律行動が見受けられており、AI企業のトップら自身が開発速度を調整するべきだと警笛を鳴らしています。

このように、予想を超える勢いでAIは進化しており、人間以上に賢くなっています。本当にAIが人間を滅ぼす可能性があるのか、もし滅ぼすとしたら物理的な戦争になるのか、サイバー攻撃なのかは分かりません。しかし、間違いなく言えることは、AIによってユーザーの興味・関心が学習されることによって、多くの人々をネットに依存させることは既に成功しているということです。これはAIが人間を滅ぼそうという意思を持っておらずとも、現実世界で起こっています。だからこそ、こどものうちに対策することが何より重要です。こどもたちが画面の中で没頭する時間をなくし、他者と関わる中で喜びや悲しみ、怒りなど、様々な感情をもっと経験して、目の前の小さな幸せに気がつけるようになっていただきたいと心から願っています。

そこで質問です。SNSやショート動画、ゲームなどによるドーパミン中毒は、こどものウェルビーイングに悪影響だと考えますか。ドーパミン中毒からこどもたちを守るために対策が必要だとするならば、どのような対策を講じていくのか、お伺いします。

以上で私からの質問を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○鈴木区長 伊藤つばさ議員の代表質問に順次お答えをさせていただきます。

初めに、被災地支援に関するご質問です。国内で大規模な災害が発生した際、大田区では被災地からの要請を踏まえ、事務職、建築職、清掃職員、保健師、ケースワーカーなど職員派遣のほか、物的支援や義援金の受付など数多くの支援を行っております。昭和61年、伊豆大島・三原山の噴火による全島一斉避難の際には、当時の平和島ユースセンターなどで600名以上の島民の方々を受け入れたほか、平成12年の三宅島噴火のときには区立特別養護老人ホームや区民住宅に、また平成7年の阪神・淡路大震災の際にも被災者を受け入れ、現地へ支援物資を送るほか、職員を派遣いたしました。平成23年の東日本大震災でも避難者の受入れや生活支援、現地へ物的支援を行うほか、宮城県仙台市、東松島市、福島県の市町村への職員派遣に加え、区民との協働による大田区被災地支援ボランティア調整センターを立ち上げ、継続したボランティア派遣を行ってまいりました。大田の町工場による土のうスタンド「大田の輪」も、このときに多数製作され、現地にお送りいたしました。

その後発生した熊本地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震などでも職員を被災地へ派遣しております。さらに、令和6年能登半島地震では、現地へ職員を派遣したほか、東京都トラック協会大田支部と連携して、アルファ化米約1万食をお届けしました。令和8年熊本地震においても、先月、特別区の支援の枠組みの第1陣として、熊本市へ職員2名を派遣しております。災害発生時には自治体間で相互に支援し合うことが大変重要でございます。私は区長として、区民の皆様の生命、財産を守ることを最優先に、区内の災害対応も十分考慮しながら、引き続き可能な限り被災地を支援して、被災地の一日も早い復旧・復興に貢献してまいります。

次に、基金の運用管理に関する質問につきましては、区では公金管理に関して、関係法令の趣旨を踏まえ、大田区公金管理運用方針を定め、当該事項を協議するため、大田区公金管理運用委員会を設置し、確実かつ効率的な運用を行っています。具体的な運用につきましては、当該委員会で決定した年間の資金管理運用計画に基づ

き、元本の安全性の確保を第一に、日々の支払いや緊急時の資金需要にも対応することを基本とし、これを上回る資金を運用に充てています。令和7年度の資金運用実績は、国の長期金利が上昇局面にあることから、定期預金の預入割合を増やすとともに、債券は短期債券を中心に購入を進めた結果、運用益は5.7億円となり、前年度の1.7億円から大幅に増加いたしました。

なお、運用に際して、預金は、金融機関の経営状況分析を行い、経営の健全性が確認できた金融機関に対し、預入金額・期間を提示し、条件が一番よかった金融機関に預け入れを行うとともに、債券はSDGs債を中心に社会貢献性が高い債券を購入するなど、安全性を第一に、効率性についても考慮しています。

なお、監査委員から提出された令和7年度歳入歳出決算審査意見書において、金利上昇局面における積立基金の効率的な運用について意見をいただいたところであり、区は、大田区公金管理運用方針を基本としつつ、引き続き長期金利の動向に注視するとともに、金利変動時においても柔軟に対応できるよう、運用益のさらなる確保に向けた方策について検討してまいります。

次に、蒲田のまちづくりに関するご質問ですが、蒲田は長い歴史の中で培われた産業、商業、暮らし、文化、人と人とのつながりが重なり合い、活気と親しみやすさを併せ持つ個性豊かなまちであります。商店街や飲食店をはじめ、新旧の多様な店舗や地域活動が共存し、幅広い世代が行き交うことが大きな魅力です。また、蒲田らしさを固定的なイメージにとどめず、多様な人を受け入れる懐の深さや、新しい価値を柔軟に取り入れていく力も重要な魅力です。伝統や地域の個性を大切にしながら、時代の変化に応じて新たな価値を生み出していくことが、これからのまちづくりに欠かせません。

このため、新空港線の整備や駅周辺の都市基盤整備、建物の更新など、今後予想される大きな変化を契機として、これまで継承されてきた魅力を受け止めつつ、将来に向けた新たな魅力を加えてまいります。具体的には、駅とまちを安全かつ快適につなぐ歩行者空間の充実、回遊性の高い空間づくり、建物低層階における商業・交流機能の誘導、にぎわいや界限性を感じられる魅力あるまちなみの形成に取り組んでまいります。まちづくりは行政だけではなく、地域の皆様や商店街、事業者、関係機関など多様な主体と丁寧意見を交わし、将来像を共有して進めることが不可欠です。こどもから高齢者まで、住む人、働く人、訪れる人の誰もが安心して過ごし、交流できるまちを目指し、蒲田の産業と文化、人のつながりを次の世代へ確実に引き継ぐとともに、新たな挑戦が生まれ続ける活力あるまちの実現に区長として全力で取り組んでまいります。

次に、自動運転に関するご質問ですが、深刻化する路線バスの運転手不足などにより、地域の公共交通の維持は様々な課題に直面しております。これらの課題解決に資する自動運転技術は早期の導入・普及が求められており、各地で自動運転サービスの実現に向けた取組が着実に進展しております。また、区民生活や経済活動に不可欠な物流においては、輸送の需要が増え続ける一方、トラック運転手不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうおそれがあります。

そのような中、平和島を起点とし、自動運転関連のスタートアップ企業をはじめとする50団体の会員同士が協調領域において連携し、自動運転の発展と物流業界の課題解決を目指す平和島自動運転協議会が発足し、区も参画しております。この協議会においては、物流にとどまらず、自動運転技術を活用した新たな移動インフラの構築や、自動運転サービスと既存交通の連携などの検討を進めるため、大田区を発起人とする公共交通ワーキンググループが本年7月に発足し、活動をスタートいたしました。区の役割としては、道路環境などの課題検討や空港臨海部をはじめとした実証フィールドの提供、社会受容性向上のための地域の理解促進、関係機関との協議・調整などを担っていくことを予定してございます。

自動運転サービスの社会実装を進めるためには、既存の交通サービスと連携・共存できる事業モデルの確立や、保安基準と地域に必要なサービスに適合した車両性能の実現、地域の皆様や一般ドライバーの行動変容に向けた理解促進など、人と技術の両面から対策を講じる必要があります。区としましては、自動運転技術を活用した地域の移動手段の確保に向けた取組が持続可能な公共交通の実現の鍵となるよう、交通事業者や会員企業をはじめとする多様な主体との連携・協働をさらに推進してまいります。

次に、子育て支援に関するご質問ですが、こどもまんなか社会の実現に当たっては、こどもの視点に立ち、こ

どもにとって何が最善かという観点から子育て施策を考えていくことが何よりも重要でございます。また、保護者がこどもと向き合い、一緒に過ごす時間は、こどもの心身の発達や親子の信頼関係を育む上で極めて大切なものです。一方で、子育て家庭の置かれている状況や、価値観、ライフスタイルは多様であり、親子で過ごす時間を大切にしながら仕事との両立を図る家庭や、必要なときに一時預かり支援を利用する家庭など、それぞれの家庭に応じた子育ての形がございます。共働き家庭の増加や働き方の多様化、核家族化など、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、保育や一時預かり、相談支援の強化や病児・病後児保育の拡充、あるいはひとり親家庭等への支援など、対応すべき課題も多様化しており、区では、こうした様々なニーズにお応えするため、多角的な子育て支援施策を展開してまいりました。

これらの施策は、親による子育てを補完し、親の育児負担を軽減するものであり、それぞれの家庭が自らの状況や考え方に応じて必要な支援を選択し、安心して子育てのできる環境を整えることを目的とするものです。支援を必要とする家庭が必要なサービスを利用できることと、親子が共に過ごす時間を大切にするとは、相反するものではないと考えております。子育て施策は、こどもと家庭の多様な状況やニーズを踏まえ、必要な支援を必要な家庭に届けるとともに、それぞれの家庭が自らの子育てを選択できる環境を整えることが重要です。今後、こどもの最善の利益を第一に、子育て家庭の多様な選択を支える施策を充実させ、こどもまんなか社会の実現に取り組んでまいります。私からは以上です。

○小黒教育長 私からは、初めに、こどものウェルビーイングについてお答えします。

おおた教育ビジョンでは、こどもたちが自分らしく学び、成長し、将来にわたって幸せを実感することができる状態をウェルビーイングと捉え、その実現を重要な目標として掲げております。おおた教育ビジョンの計画期間の折り返しを過ぎた現在、学力調査や体力調査の結果においても、こどもの学力や体力の向上がうかがえます。また、こどもたちの学校生活への満足度、学ぶ意欲、自己肯定感、友人や教職員とのつながりなどの指標におきましても上昇しているという成果が見られ、小中学校ともこどもたちのウェルビーイングは向上傾向にあると考えております。

また、全国学力・学習状況調査では、「自分にはよいところがあると思う」や、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」、「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童・生徒の割合は確実に増加し、おおた教育ビジョンの成果指標の目標を上回りました。おおた教育ビジョンの後期におきましても、ビジョンの施策を推進し、全ての児童・生徒が安心して学び、自分の成長を実感できるよう、こどもたちの笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育むとともに、児童・生徒のウェルビーイングの向上に努めてまいります。

次に、ドーパミン中毒からこどもたちを守るための対策についてお答えします。

SNSやショート動画、ゲームなどの過度な使用は、睡眠不足、生活リズムの乱れ、集中力の低下など、こどもたちの健全な成長や発達を損なう危険性があります。教育委員会では、学校における情報モラル教育やインターネットを安全かつ責任を持って活用するための、いわゆるデジタルシチズンシップ教育を通じて、適切な利用時間や利用方法、個人情報の保護、SNSのトラブルを避けるためのルールなどについて指導を徹底しています。また、保健指導や生活習慣に関する学習を通して、規則正しい睡眠、食事、運動の大切さとともに、デジタル機器の適切な使用を促し、こどもたちが過度にSNS等を使うことがないように指導しております。さらに、家庭との連携も重要であることから、保護者に対して、利用時間や使用場所、就寝前の利用を含めた家庭内のルールづくりを呼びかけております。学校、家庭、地域が共通の認識を持ち、指導することが大切だと考えております。今後も、こどもたちが心身の健康を損なうことがないように、実態に即した情報モラル教育と相談支援を進め、おおた教育ビジョンが目指すウェルビーイングの実現に取り組んでまいります。

○鈴木隆之議長 次に、27番清水菊美議員。

〔27番清水菊美議員登壇〕（拍手）

○27番（清水菊美議員） 日本共産党大田区議団、清水菊美です。党区議団を代表して質問を行います。

まず初めに、恒久平和と人類の繁栄を宣言した大田区としての反戦の行動について伺います。

8月15日、区民ホールアブリコにて平和のつどいが行われました。児童による手話を交えての美しい平和都市宣言の合唱は、一人ひとりが宣言を理解しているからこそ、聞いている全ての人々を感動させるものでした。アニメ映画「この世界の片隅に」上映も、多くの方々が最後まで鑑賞されており、平和の大切さを感じ、平和のために自らも行動する決意もされたのではないのでしょうか。区長は、「平和の大切さ、そして区民の皆様と共に築き上げてきた平和で豊かなまちの歩みを、未来へ伝えていくことの重要性を改めて感じました」と挨拶されましたが、今も世界中で戦争が絶えず、国際法や国連憲章を無視した軍事攻撃で罪のない人々が命を奪われています。区長にも世界中で沸き上がっている戦争はやめよの決意を述べていただきたかったと思います。

また、唯一の被爆国である日本は、いまだに核兵器禁止条約に署名、批准の意思を示さず、さらに防衛大臣、首相官邸幹部から、核兵器の国内持ち込みについて検討すべきといった発言が出ています。核兵器のない世界を目指すことを宣言している区長は、非核三原則を守り抜く立場に立つことを求めます。

今、大きな話題となっているＩＣＣ、国際刑事裁判所は、民間人を大量虐殺するジェノサイド（集団殺害）など、最も重大な国際犯罪を指示・実行した個人を裁く史上初の常設国際法廷です。2002年に設立され、加盟国は125の国・地域で、イスラエル、アメリカなどは未加盟です。日本は2007年に加盟し、最大の分担金拠出国です。そして、所長は日本人の赤根智子さんです。アメリカは、アフガニスタンでの米兵の戦争犯罪を捜査対象としたことや、イスラエルの指導者に逮捕状を発行したことなどから、ＩＣＣの解体を目指すとして制裁の強化などを発表し、赤根所長にも制裁を加えました。ＩＣＣの攻撃は法の支配を根底から壊しかねません。戦争犯罪を処罰するという歴史の本流への重大な逆行です。

高市首相は、1月には「ＩＣＣは重大な犯罪行為の撲滅と予防のための国際刑事法廷、これからもしっかり支援していく」と述べましたが、トランプ大統領のＩＣＣと赤根所長への制裁に対し、「大変残念」と言うのみで、この発言に対し抗議の声が上がっています。区長も意見を上げるべきです。前区長は、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議する声明を発出し、一刻も早い平和的解決に向けた国際法に基づく誠意を持った外交努力を強く求める意見を国に上げていました。

そこで伺います。トランプ政権が国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の赤根智子所長らを制裁対象に加えると発表したことについて、高市首相は「大変残念に思っている」と述べたが、批判の声を受け、「日本の立場と相いれず大変深刻」と言い換えましたが、赤根所長に対する無法な制裁に、アメリカに対し抗議一つできない、あまりの弱腰、卑屈な対米追従の姿勢に怒りを禁じ得ません。平和都市宣言をしている都市の長として、鈴木区長は国に対し抗議をするよう意見を上げるべきです。お答えください。

次に、物価高騰対策から暮らしと営業を守ることが不十分だった決算の教訓について伺います。

まず初めに、今決算には、公明党元区議、松本洋之氏の政務活動費横領分が含まれています。松本洋之氏は、2016年から2025年の間、公金である政務活動費を約1190万円、遅延損害金約237万円含み約1427万円、領収書の偽造、切手代の虚偽計上などを行い、着服していました。監査委員の意見書には、本決算には不適正に支出された金額が含まれている、極めて遺憾な事態とあります。区民の信頼を回復するためにも、同様な不正がほかの区議会議員にはなかったのか、全容解明が必要です。

また、連日報道されている福岡県議会の金権腐敗構造、海外旅行と言い間違えた海外視察、税金私物化の横行に対し、政治不信と怒りが全国に広がっています。大田区議会も海外親善訪問と海外への区政施策調査を続け、決算年度は約1837万円支出しています。大田区議会も海外視察は中止し、海外親善訪問についても見直しが急務です。

さらに、決算年度の参議院選挙において、選挙管理委員会職員による票の水増しという不正行為が起り、区は第三者委員会を発足し、原因究明と再発防止策を発表しました。決算に当たり、民主主義の根幹である選挙で起きた不正事件を二度と起こさない区長の決意が必要であることを述べておきます。

予算編成時における2025年度の財政見通しは、歳入歳出はマイナス142億7500万円、歳出においては、成果を上げることとコスト削減の努力が必要としていました。しかし、最終補正予算である2025年度一般会計第6次補正予算では、積立金では増収となった財源を使って、財政基金は9330万円を積み立て、約61億4855万円の取崩し

をやめ、公共施設整備資金積立基金は約20億7927万円を積み立て、23億円の取崩しをやめ、防災対策基金は約20億2235万円を積み立て、約5503万円を取崩しませんでした。これらの合計は約127億円となります。さらに特別区債は、児童福祉施設建設費等に活用する予定34億円を起債しませんでしたので、合わせて約161億円となりました。当初の予算編成時のマイナス約142億円からプラス161億円となり、合わせて約300億円以上の差が出ました。これは執行努力で生み出した財源というより、財政見通しに重大な問題があったのではないのでしょうか。

決算年度は、異常な物価高が進んでいる中、区民の暮らしや区内中小事業者は困難が続いていました。区民への物価高対策は、第5次補正予算で区民1人当たり5000円、ゼロ歳から18歳に1人2万円の給付金の支給を決定しましたが、2024年度と2025年家計調査報告では、2人以上世帯では消費支出が2万519円もプラスになっています。5000円では到底足りず、毎月出るのですか、1回だけなの、米を買ったら終わるという声が上がりました。

また、物価高、異常な円安に伴う材料費の高騰、人手不足などから廃業が続いている区内中小事業者への緊急支援策について、党区議団は2025年予算特別委員会において、中小事業者に対して、昨年の運輸業への直接支援のような支援をすべきと提案しましたが、運輸業者への支援は2024年問題（運輸労働者の労働時間問題）のため、財源は限られている、必要な手だては取るという答弁でしたが、直接支援の予算はありませんでした。

しかし、年度途中、第5次補正予算にて、省エネ・業務改善・賃上げ支援緊急経済対策助成が1億円で実施されました。予算が達成したと当初の締切り前の本年5月22日に終了してしまいました。中小事業者から、このような事業は知らなかった、申請が間に合わなかった、ぜひまたやってほしいという声があり、待たれていた直接支援事業でした。また、賃上げた事業者を支援した事業は、大田区では初めてでした。年度当初から実施して、予算規模も実情に見合ったものにすべきでした。

そこで伺います。区民の暮らしは、米不足、食料品中心に度重なる値上げに給料も年金も追いついていない。2025年平均の消費者物価指数は、生鮮食品を除く指数が前年比3.1%上昇しました。中小事業者の実態は、「大田区の景況」から見ると、業況D Iはマイナス24からマイナス28で僅かに変化はあるだけで、依然として厳しい状況が続いていたことが分かりました。景気は緩やかに上がっているというのは、区内の実態とはかけ離れていました。第5次補正予算にて生活支援給付金事業、中小事業者に対しての省エネ・業務改善・賃上げ支援緊急経済対策助成が実施されましたが、国・都の交付金が決定してから実施したものです。区民からは、大田区はいろいろと他区に比べて遅い声が上がりました。最終補正で合わせて約161億円の財源があったということが分かりましたが、国の動向に左右されるのではなく、区民の実態に即した区独自の施策を速やかに実施すべきでした。このことについてお答えください。

来年2027年度は介護保険事業10期となります。区は大田区高齢者等実態調査を行いました。調査の一つの介護事業者等の調査によりますと、介護サービス提供の人材確保状況は、「不足」「やや不足」は66.0%で、「求人を出しても応募者が少ない」73.8%となっており、地域課題として介護人材の育成・定着を含めた対策が必要となっています。介護事業者の経営困難は深刻です。このままでは介護保険制度が崩壊しかねない状況です。区は、調査によって区内の介護の実態を把握したのですから、対策を急ぎ検討することを求めています。

決算の高齢者福祉について伺います。介護が必要になっても住み慣れた大田区にいたい願いに応えるための特養ホームは、待機者が1000名を超えており、増設は急務です。（仮称）特養ホーム大森東は事業者が変更となりましたが、建設工事はめどが立たず、予算は計上しましたが、2億7000万円の減額補正となり、また、第9期介護保険事業計画にある、もう1か所の特養ホーム建設の進捗はなく、手を挙げる事業者がいないと説明されています。

都市型軽費老人ホームの整備については、決算報告では執行率ゼロ%、2019年を最後に7年間整備ができておらず、毎年執行率ゼロ%が続いています。区は、土地がない、マンション建設需要が高く土地の確保ができない、建築費が高騰している、手を挙げてくれる事業者がいないと答弁を繰り返して、何年たっても実現できないのは大問題です。区の責任が問われています。

そこで伺います。計画し、予算も計上している特養ホーム、都市型軽費老人ホームの建設は、事業者任せにせ

ず、区として土地の確保など問題解決に取り組むべきです。お答えください。

決算年度の基本目標「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」についてで、まず初めに、児童館について伺います。昨年3月に発表した大田区児童館構想は45館を28館に縮小する計画です。乳幼児と保護者、小学生が歩いて行ける範囲、1中学校区におおむね1館の児童館を置くとしていますが、大森第一中学校区にある唯一の大森南児童館を昨年度末で廃止したことは、いまだに周辺住民からは理解は得られていません。大森南児童館の廃止は、昨年10月の委員会に突然発表し、利用者や地域に十分な説明もなく、今年1定で廃止条例を提案し、区議会では賛成多数で決定されました。利用児童・生徒、乳幼児、保護者にも唐突でしたが、専門的な対応で地域の子育てを支援している児童館職員にとっても突然の廃止による人事異動でした。昨年の4定の私の一般質問で、なぜ児童館を縮小するのかという質問をいたしましたけれども、明確な答弁はありませんでした。児童館の目指すべき姿を「すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育てを支える」としながら、児童館の縮小は大問題です。

そこで伺います。大田区児童館構想は、こどもの居場所として児童館は重要であるという計画でありながら、45館から28館へ縮小するとしています。子育てNo.1を標榜する区として、児童館の縮小計画は見直すことを強く求めます。お答えください。

続いて、大田区独自で行っていた保育士確保のための保育士応援手当の縮小について伺います。区長は縮小の理由を、区としては引き続き、保育の質の向上に向け、保育人材の定着を促進していくことが重要であると考えております、このような状況を踏まえ、保育士応援手当の目的を量の確保から質の確保に資する保育士の定着支援に重点を移す見直しを行ったとして、現時点で制度を変更する予定はございませんと答弁されました。そして、保育士応援手当の縮小の代替として、決算年度から保育士人材確保支援事業を実施しましたが、決算資料、主要施策の成果によると、相談窓口の設置では、SNS相談数20件、電話相談1件、潜在保育士の就労支援事業では、保育士の仕事サポート座談会の参加は2人、潜在保育士の就労体験参加は1人という結果でした。保育士人材確保支援事業は、人材確保の効果は見え、こどもたちの生きる力を育む労働者である保育士が、大田区で安定して働き続けるための対策は不十分と言わざるを得ません。私立保育園の現場では、慢性的かつ深刻な人手不足で保育士確保に大変な労力と人材紹介手数料など多額の費用がかかっていますが、保育士が来ないというのが実態です。

そこで伺います。保育士応援手当の縮減によって隣接自治体に保育人材が流出しているという現状があります。本年度、区が発表した待機児は48人で、国の調査では国内で9番目に多い自治体となり、緊急に受入れ体制をつくらなければなりません、保育士の確保が困難な実態です。処遇を引き上げて、大田区で働く保育士を確保することが重要です。保育士応援手当を元に戻すべきです。お答えください。

また、本年度の予算で小学校の給食の無償化の予算を計上しましたが、国がやっと無償化を進めることになり、国からお金が来るので、区の約8億円の予算は宙に浮いています。この財源を活用すれば、例えば小中学校修学旅行や宿泊を伴う行事の無償化は約3億8000万円で実施できます。補正予算で積立金等に回すのでなくて、教育のために活用することを求めています。

決算の質問の最後に、決算の教訓として、区民の願いに応える施策の充実が、財源がないからと国や都の補助金を待ち、対応が遅れてしまい、今すべきことを優先すべきであったという立場から提案いたします。この間、多くの団体や区民から意見が出されている、苦情の多い老朽化している公共施設についてです。受益者負担の観点から3回の使用料の見直しが行われ、ほとんどの施設が値上げになっています。公共施設個別計画によると、中期計画で整備予定の施設で完了したものを除くと、改築8件、新築3件、改修が1件と、改修が大変少ない状況です。文化センター、老人いこいの家、集会室、出張所、区立民営の障がい者施設などでの不具合は、蛍光灯のカバーは外れたまま、トイレについては和式が残され、臭くて暗い、湯沸かし器も旧式で大変使いにくいなどがあります。さらに、聴覚障がい者用光警報装置フラッシュライトの特にトイレへの設置は命に関わることであり、急がなくてはなりません。

また、消費者生活センターのインターネット環境の整備については、当初は観光用目的想定で1時間までとな

っていましたが、オンラインの会議の需要が高まっているため、党区議団は有線のインターネット接続を含め、再三にわたって要望してきましたが、適切に対応すると答弁し、改善されておりません。財政が厳しいと経費削減を進めましたが、決算ではこれらの財源はありましたが、最終補正予算で基金等に積み立てています。区民の願いに応えることができたという決算の教訓から、基金等を活用して不具合を点検し、急ぎ改修することを提案いたします。

そこで伺います。公共施設の様々な備品等の不具合を区民が直してほしい、何とかできないかとお願いしても、施設ごとの予算範囲でしか使えない、予算が取れるまでできない、大規模改修の時期までできないと放置している現状を見直し、改修計画をつくり、急ぎ実施することを求めます。お答えください。

次に、新空港線計画を見直し、公共の責任・役割を果たす新年度予算について質問いたします。

7月28日付け、両副区長による「令和9年度予算編成、組織・職員定数の基本方針について」が通知されました。新年度の区財政の見通しは、増収は見込まれない、歳出は増大する、厳しい状況となる、不要不急の歳出削減や各施策の不断の見直しが必要である、財源不足は約94億円としています。財政見通しの重大な問題が解決されていません。

そして、組織・職員定数の基本方針については、人材確保が困難のため、外部人材の活用、公民連携、デジタル化を推進としていますが、正規職員をどう確保するのかに注力すべきで、その戦略が見えないことは大問題です。大田区基本構想における四つの基本目標を実現していくのは職員です。区の人口は増加し、高齢化が進み、災害等の発生などなど職員の仕事量は激増しています。

そこで伺います。現場の声は、現在の人数でこれ以上は無理、1人の仕事量が多過ぎるなどと疲弊し、自ら積極的に公務を行っていく職員の育成が困難です。これでは自治体としての責任は果たせなくなります。区民の個人情報も守り、ニーズに応えることのできる職員の育成と十分な配置のために、新年度予算、組織・職員定数の基本方針の見直しを求めます。お答えください。

次に、新年度予算の大きな柱である子育てNo.1のまち、続けたいまちの実現について伺います。ゼロ歳から4歳、35歳から39歳の区外への流出をどのように食い止めるのかが大きな課題です。問題の一つに住まいの課題があります。地価の上昇により区内の家賃住宅の家賃、新築マンション等の価格も高騰しています。ワンルームの新築は多いが、ファミリータイプの住まいが少ないなどの声が特に子育て世帯から上がっています。住まいの課題の解決のためには、子育て世帯、現役世代も入居できる公営住宅の増設、空いている民間住宅の借り上げ支援、他自治体で実施されている家賃補助など、本気で整備しなければ子育て世帯の流出は止まりません。

そこで伺います。住み続けられる大田区となるためにも、党区議団が予算編成替えて提案し、条例提案も重ねてきた家賃支援事業が今どうしても必要です。お答えください。

次に、新空港線蒲蒲線について伺います。7月17、19日、カムカム新蒲田で東京都などが主催した新空港線蒲蒲線計画を含む都市計画素案の説明会が開催されました。両日とも300名を超える方々が参加されましたが、期待の声は少なく、疑問の声が多数でした。事業費についてですが、2026年予算特別委員会にて、第1期事業費1370億円は、2022年度までの物価高騰分を加味した試算と説明されました。既に試算の起点とした年から4年経過しました。区民からは、昨今の材料費、人件費等の値上げで事業費が増加するのではないか、一体どれほどの税金が投入されるのかの声があります。

昨年の2定で、事業費について党区議団の質問に、区は、新空港線のように整備に長期を要する事業に対する影響を現段階で見極めることは困難である、このため、新空港線の整備に関しては、現段階でここ数年の建設コストの上昇のみを根拠に事業費を見直す必要はないと答弁しました。しかし、新空港線と同様に、大阪で第三セクターが整備を進めているなにわ筋線建設プロジェクトでは、かかる経費は当初3291億円が6425億円と当初の2倍近くになったことを、8月17日、第三セクターが大阪市に報告したと報道されています。

また、地下鉄道工事は多量の残土が発生します。この間、区内の複合施設工事の残土の受入先が変更になるなど、受入先の確保が困難となり、経費も増加しています。新空港線工事も残土の処理で、さらに費用も増大することが予測されることも述べておきます。

そこで伺います。国土交通省鉄道局の鉄道プロジェクト評価手法マニュアルの基準は、5年ごとに見直すとなっています。区民への説明責任を果たすことが必要で、早急に事業の再評価を区民に知らせるべきです。お答えください。

次に、新空港線の利便性について伺います。京急蒲田付近の蒲田新駅の構造が、東京都の説明会にて配付された資料で明らかになりました。既存の道路用地内（地下）に収まるよう、3両編成の車両のみ停車するホームと、8両編成と3両編成の両方の車両が停車可能なホームを縦列に配置する必要があります。そのため、1面2線の切り欠き型のホームとする計画ですとあります。3両編成は区民が多く乗車する多摩川線の各駅停車の車両で、ホームの東急蒲田寄りに停車することになります。1両が約20メートルとすれば、3両プラス8両、11両分ですから、200メートルを超える長さのホームとなります。乗換時間はホームの中ほどからで6分20秒と報告されていますが、さらに時間がかかります。

そこで伺います。新空港線蒲蒲線は、東急蒲田と京急蒲田近くを結ぶ800メートルの地下鉄道ですが、蒲田新駅のホームは200メートルを超える長さとなり、800メートルの地下鉄道の約4分の1になります。このような事業に多額の税金を投入する計画ですが、殊に多摩川線を利用する区民や羽田空港へ向かう利用者の利便性の向上となるのでしょうか、お答えください。

次に、激甚化する災害から区民の命、財産を守る防災対策について伺います。

避難所問題は、障がい者の受入れ、スフィア基準への対応、体育館のエアコンの非常電源の確保など課題はありますが、区は補正予算の計上などで区民の不安に応える努力をしています。しかし、避難所の受入れ人数は、場所によって人数は違いますが、平均すれば1617人程度で、多くの区民は在宅避難を余儀なくされることとなります。区は地域防災計画において、自宅で生活可能な住民は自宅で生活することを原則としています。しかし、熊本地震でも、自宅が被災しても避難所には行けない、自宅を守りたい、電気、ガス、水道が止まっても避難所に行かないなど、車中泊やテントなどで暮らしている市民の実態が報道されています。避難所にいないと様々な支援が受けられない問題があり、災害関連死の発生も深刻です。自治体に在宅避難の実情を把握する職員がいないということも問題です。

在宅避難について、党区議団の今年の予算特別委員会の質問に、区は、区は在宅避難に関して、住民自らが防災直後に自宅に住み続けられるかどうかを迅速に判定できる方法を周知する必要がある、国と都の避難者生活支援指針を踏まえて区民に周知していくと答弁しています。

そこで伺います。区は在宅避難を推進し、自ら備蓄品を備えるよう推奨していますが、自治体の責任として在宅避難区民への対策の具体的な計画を示すべきです。お答えください。

気候危機と呼ばれる非常事態が進んでいます。国内においては、今年、既に6月24日から27日、静岡から鹿児島にかけて、8月13日には千葉県、8月26日から27日には石川県、富山県、9月8日には愛知県において、かつてない豪雨災害が相次いで発生しました。23区内でも板橋区で8月22日には1時間に120ミリ以上の猛烈な雨が降り、住宅の浸水や道路の冠水などの被害が起きました。大田区においても、いつ起こるかもしれません。線状降水帯による100ミリ以上の雨を想定したハザードマップの見直しや、排水、貯留対策を急ぐことが喫緊の課題です。

そこで伺います。浸水対策を強化するための施設整備や止水板の設置を支援し強化すること、現在実施されている止水板の設置工事費事業の広報を強め、今後も事業を継続し、助成額を増額することを求めます。

次に、公共施設の waters 対策、雨漏り、浸水の被害があった施設の一斉点検、地下駐車場、地下自転車駐車場の止水板の点検、排水ポンプの整備などを急ぐことを求めます。お答えください。

質問の最後に、区民の生活環境を脅かしている特区民泊について伺います。

大田区の民泊は、特区民泊と住宅宿泊事業、いわゆる民泊新法と、旅館業（管理者が常駐しない場合）と3種類あり、8月18日現在、特区民泊489件、住宅宿泊事業257室、旅館業180件です。最近の報道では、新宿・豊島・台東区で、住宅地、準工業地域でも民泊禁止、年間180日を120日へ、事業は土日、長期休みだけ、地域限定するなどの規制を強めていると報道されています。また、都政新報報道では、大田区も住宅エリアでは家主が常

駐しない民泊の営業を禁止し、学校周辺100メートルの地域も新設を認めない方針と報道されました。しかし、これらの民泊は住宅宿泊事業です。

現在、区内で問題が増加しているのは特区民泊です。特区民泊は旅館業法など様々な法の規制を解除した国家戦略特別区域法に基づく事業で、最低利用日数2泊3日以上、営業日数・曜日制限なし、1年365日、住居専用地域以外は事業ができるというものです。保育園の目の前で特区民泊を行うという説明会で、保育園を利用する乳幼児の安全と健全な保育環境が確保できない不安の声がありました。そして、道幅が狭く、木造密集地域の私道の奥の空き家を活用した事業を行うという説明会では、住民は、火事の危険性、出入りの際や深夜の騒音、ごみ問題により住環境が脅かされることや、通学児童・生徒の安全に対する保護者からの不安の声が上がりました。しかし、事業者は区が認可したら事業を開始すると言っており、区民から区に対して不信と不安が噴出しています。

区は特区民泊のガイドラインの見直しを行いました。説明会の義務化、近隣周知の範囲の拡大、緊急時の駆けつけ体制、ごみの回収の回数を増やすなどですが、区の担当者は、事業者が安全・安心な民泊運営に努めてくれるよう、改正したガイドラインを周知していきたいとしています。しかし、実際、周辺住民と事業者の間でトラブルは後を絶ちません。

そこで伺います。住民の生活環境を脅かすおそれのある特区民泊は、ガイドラインの見直しが行われましたが、周辺住民の不安は今なお解消されていません。学校、保育園、医療・介護施設などの周辺での事業は行わない、説明会を開催しても周辺住民の理解が得られない場合は事業を行わないなど、さらなる見直しを急ぐことを求めます。

大田区同様、特区民泊を実施している大阪市は、苦情が多く寄せられたことから、今年5月から特区民泊の新規開業の申請受付を停止しました。しかし、大田区では申請を継続する方針です。特区民泊含む民泊に関して区に寄せられた苦情は、2024年度に51件だったのが、昨年度は298件と6倍近くに急増しています。宿泊需要が高まる中、地域住民との摩擦は深刻化しています。区民の住環境を守るために特区民泊への規制が求められています。

そこで伺います。大阪市は本年5月より新規受入れは中止しています。大田区も同様に、今後、新規受入れを中止することを国に申請し、さらに国家戦略特別区域法に基づく特区民泊は撤退を検討すべきです。お答えください。

以上で質問を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○鈴木区長 清水菊美議員の代表質問に順次お答えをいたします。

まず、国際刑事裁判所（ICC）に関連した国への意見表明についてのご質問ですが、ICCは、集団殺害犯罪や戦争犯罪、人道に対する罪など重大な国際犯罪について責任を追及するために設立され、国際社会における法の支配や平和の実現に重要な役割を果たしている国際的な司法機関でございます。今回の米国によるICC関係者に対する制裁措置についても、国際社会における法の支配や国際司法の在り方に関わる問題として、区といたしましてもその動向を注視しております。

区は、平和都市宣言を行い、平和の大切さや戦争の悲惨さを区内外に発信してまいりました。一方で、外交や国際関係、国際司法に関する事項については、国の外交政策や国際社会との関係に関わるものであり、基本的には国において対応すべきものであります。区といたしましては、平和都市宣言の趣旨を踏まえ、国際社会における平和と法の支配の重要性を認識しながら、引き続き平和の尊さを次世代に伝えてまいります。

次に、物価高騰対策に関するご質問ですが、令和7年度の財政見通しでは、約143億円の収支不足と、歳出に対し歳入が大幅に不足する厳しい状況でした。そこで、予算編成過程を通じ、各事業を精査し、財源不足額を圧縮した上で、不足する財源を補うため、当初予算において財政基金繰入金約94億円を計上した経緯がございます。

そのような中でも、第5次補正予算において約26億円の区独自の財源を組み合わせせた大田区臨時経済対策パッ

ケージを生活支援、事業者支援の観点から取りまとめ、迅速に実行することで、時期を逸することなく必要な対策を講じてまいりました。その上で、第 6 次補正予算では、財政の持続可能性を確保することを基本的な考え方の一つに据えて編成し、各部局による予算執行過程における歳出の精査や執行努力等で生み出した財源、社会経済状況等を反映した一般財源の伸びを活用し、将来必ずや必要となる防災対策、学校や福祉施設等の機能更新となる公共施設整備の財源として、特定目的基金への積立てのほか、財政基金の取崩しの抑制、起債発行の抑制等を行いました。

区は、将来、急激な減収局面を迎えた場合や、緊急的な財政需要に応える必要が生じた際も、地域の実情に沿った財源の裏づけある行財政運営を行う必要があります。将来にわたって区民生活を安定的に支える自治体経営を行うためには、単年度の決算収支のみにとらわれることなく、将来世代への責任を果たす財政運営を行うことが重要です。引き続き、区民生活、区内経済の状況をつぶさに捉え、財源の裏づけの下、区民生活に寄り添った施策を積極果敢に展開するとともに、持続可能な財政運営との両立を図り、区の責務を果たしてまいります。

次に、高齢者施設の整備に関する質問ですが、特別養護老人ホームや都市型軽費老人ホーム等の入所施設は、在宅で生活を営むことに不安がある高齢者にとって、地域の重要な生活基盤です。現在のおおた高齢者施策推進プランでは、計画期間内にそれぞれ新たな施設の整備に向けた支援を行うこととしています。しかし、施設整備には一定以上の建設用地や支援人材の確保が必要とされ、近年の土地や建築費の高騰、支援人材の不足等も相まって、都内全体で整備が進みにくい状況にあります。また、高齢者それぞれの状況に対応した支援ニーズの高まりによる施設需要の多様化などを背景に、不動産所有者の土地活用にも変化が生じ、建設用地の確保が難しくなっているという状況もあります。

区といたしましては、これまでも新たな施設整備に向け、区有地の活用を図るほか、整備計画や補助事業等について広報し、問合せがあった場合には個別に丁寧な対応を行ってまいりました。引き続き、東京都や近隣自治体の状況を注視しながら、施設の設置、運営を検討している事業者等に積極的に情報を提供するほか、設置に向けた相談があった場合には、都への協議などに当たって必要な支援を行ってまいります。

次に、児童館構想の見直しに関するご質問ですが、児童館は、こどもの健全育成と子育て家庭を支える地域の拠点として、こどもたちが安心して過ごすことのできる居場所となっています。一方、学校内施設における放課後の居場所の整備が進むとともに、図書館等の公共施設、地域団体による活動など、多様なこどもの居場所も存在します。大田区児童館構想は、おおむね中学校区に 1 施設を目安に児童館の機能強化と再配置を進めるとともに、地域にある多様な居場所との連携を図ることで、こどもが自ら居場所を選択できる環境を整えていくものであり、本構想を見直す考えはございません。

なお、大森南児童館の閉館に当たっては、地域における会議などを通じてご意見を伺い、地域の皆様と課題を共有してまいりました。こうしたご意見を踏まえ、アウトリーチ型の児童館事業を実施するとともに、学校や近隣児童館、図書館等の周辺施設、地域との連携を進めております。引き続き、地域の皆様や利用者のご意見を伺いながら、児童館構想に基づく取組を推進してまいります。

次に、保育士応援手当に関するご質問ですが、区はこれまで、保育士応援手当だけでなく、宿舍借り上げ支援事業など、人材の確保や定着支援に着実に取り組んでまいりました。国のこども未来戦略の中では、今後の保育施策の方針について、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことが示されております。保育士応援手当につきましては、こうした国の動向等を踏まえ、令和 6 年度に保育の質の向上に資する保育士の定着支援に重点を移す見直しを行った上で、継続して実施しております。

また、保育所における処遇の改善につきましては、保育事業者の責務の下で行われるものであり、国においても公定価格等の引上げによる処遇改善が着実に進められております。今年度は第 1 子の保育料無償化等の影響によって待機児童が発生しましたが、多数の保育施設を開設していた当時とは状況が異なります。こうしたことから、現時点で保育士応援手当の制度を変更する予定はございませんが、引き続き、保育人材の確保と質の高い保育の提供に取り組んでまいります。

次に、公共施設の老朽化対策に関するご質問ですが、公共施設整備は、中長期的な財政見通しを的確に捉えな

がら、計画的にその取組を進めていく必要があります。区では、大田区公共施設等総合管理計画に基づき、20年を基本とするサイクルに合わせて、詳細調査、設備点検を実施の上、計画的に改修工事を行い、施設の予防保全と機能回復、機能向上を図ることで、建物を長く安全に使い続けるとともに、財政負担の平準化を図ることとしています。

この考え方の下、実際に公共施設の改修を行うに当たっては、地域課題の解決や当該施設の利便性のさらなる向上を目指し、施設利用者や地域の皆様の要望などを把握し、工事内容への反映を検討しています。こうした計画的な改修と同時に、入居する施設機能の変更や社会状況の変化などに伴い必要となる改修、定期点検で発見された不具合や予期せぬ故障などによる小規模な改修についても、地域の皆様の要望を踏まえつつ適時進めております。引き続き、利便性の確保をはじめ、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持向上を図ってまいります。

次に、組織・職員定数の基本方針についてのご質問ですが、生産年齢人口の減少や定年を迎える職員が高水準で推移する状況などを踏まえると、定数規模を維持できるよう、人材確保はもちろん、人財育成や職員の労務環境整備に努め、職員体制を強化するとともに、外部人材の活用や公民連携、DXの推進なども含めた事務事業の見直しをしっかりと行い、業務量総体を縮減していくことが大変重要でございます。これらの取組を基本方針に掲げ、全庁をもって総合的に進めることで、職員が働きやすい冗長性のある組織体制を構築し、総合計画を効率的かつ効果的に推進してまいります。

次に、子育て世帯に対する家賃助成についてのご質問ですが、区は、子育て世帯の転出超過が続く中、共働き世帯をはじめとした子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援策や教育の充実、魅力ある公園づくりなど、ソフト、ハードの両面から取組を進めているところです。区では、子育て世帯向け住宅施策の推進として、集合住宅における子育て世帯向け住戸数を確保することを目的に、地域力を生かした大田区まちづくり条例の改正に向けた検討を進めているところです。引き続き、東京都や関連部局等とさらに連携し、子育て世帯にとっても住み続けたいまちNo. 1の実現に向けた取組を積極的に進めてまいります。

なお、家賃助成制度につきましては、世帯の構成や世帯所得、持ち家やマンション等のお住まいの状況のほか、助成をすることによる現家賃への影響など、公平性等において課題があることから実施する予定はありません。

次に、新空港線に関する事業再評価の実施時期についてのご質問ですが、国土交通省鉄道局がまとめた鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルにおいては、事業採択後一定期間、5年間を経過した事業を対象に、再評価を実施するとされております。また、国交省がまとめた再評価実施要領においては、具体的な実施時期について、事業採択後5年目の年度末までに実施するとされています。新空港線事業は、2025年4月に国から新規事業採択を受けたことから、事業再評価は2027年ではなく、2029年度末までに実施することになります。

次に、新空港線事業において、京急蒲田駅の南側に整備する（仮称）蒲田新駅に関するご質問ですが、蒲田新駅の整備を含む新空港線の整備については、利用者の利便性の確保のみならず、整備に際しての周辺住民の皆様への影響や必要コストの低減等を総合的に考えていく必要があります。蒲田新駅は京急蒲田駅南側の交差点付近に配置する計画となっており、周辺住民の皆様への影響を最小限にすることを目的として、区道の地下部分に収まる構造とすることを予定しております。このため、同駅の構造は、1面2線の切り欠き型のホームとする計画であり、京急蒲田駅側から順に、8両編成と3両編成の双方が利用可能な長いホームと、3両編成専用の短いホームを縦列に配置する予定です。利用者の利便性については東急電鉄が検討しているところであり、多摩川線各駅停車に利用する3両編成の車両についても、可能な限り京急蒲田駅に近い側の長いホームを利用するなど、運行方法の工夫等により確保していくと聞いています。引き続き、関係者と連携し、エスカレーターの適切な配置について検討を深化するなど、利用者の利便性の確保に向けた取組を推進してまいります。

次に、在宅避難者支援に係る計画についてのご質問ですが、発災後にご自宅など避難所以外で避難生活を送る方々への支援につきましては、区民の皆様の命と暮らしを守るための最重要課題の一つです。区は昨年度、大田区防災会議において在宅避難を推奨していく方針をお諮りし、ご承認をいただきました。その具現化に向け、現

在、大田区地域防災計画の改定作業に既に着手しております。計画改定に向け、在宅避難者の支援の在り方を主要な課題と位置づけ、今年度開催する大田区防災会議の部会において検討を進めてまいります。現在も在宅避難に必要な備えを各種媒体で広報するほか、区においても在宅避難者用の携帯トイレを集中備蓄するなど対策を進めております。地域防災計画の改定を通じて、区民の皆様が自分の命は自分で守るという意識を持ちながらも、決して個人だけに負担を求めるのではなく、地域全体で支え合える防災体制を構築してまいります。具体的な計画と実効性のある取組をお示しし、在宅避難を含めた災害対応力の向上に努めてまいります。

次に、止水板の設置助成に関するご質問ですが、近年、豪雨の頻発化、激甚化により水害リスクが高まる中、止水板の設置は区民の皆様にご自助として備えていただく大変重要な取組であります。現行制度では、高い助成率を設定し、東京都の補助金も財源の一部として活用しながら支援を行っています。また、申請状況の増加を踏まえ、本年7月には、生活の安全・安心を守る対策の一つとして補正予算による対応も実施し、昨年の制度開始から106件の助成を行ってまいりました。あわせて、制度の周知につきましても、区報、区ホームページ、区公式LINEをはじめ、区設掲示板などを通じて強化を図り、区民の皆様に情報が確実に届くよう取り組んでおります。今後とも、区民の皆様の声に真摯に受け止めながら、東京都とも一層緊密に連携し、水害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向けて、スピード感を持って全力で取り組んでまいります。

次に、公共施設における水害対策に関するご質問ですが、区の公共施設を整備する際には、標準仕様や敷地周辺の排水環境等を踏まえ、防水対策や排水設備の整備を実施しています。また、ハザードマップに基づき、止水板の設置などを行っています。こうした対策に加え、近年発生している記録的な豪雨に対する対策も進めています。昨年9月に大田区で発生した短時間の急激な豪雨では、いくつかの施設で雨漏りなどの浸水被害があり、直ちに修繕を実施しました。さらに、区内全施設を対象に調査の上、排水設備の構造が被害のあった施設と同様の施設について、対策工事を実施しております。また、地下の駐車場や自転車駐車場における取組といたしましては、日常的に排水設備の点検や清掃を実施するよう周知しているほか、大雨の予報が発出された場合において、止水板や土のうの設置、排水ポンプの使用などによる被害予防を呼びかけており、施設ごとに使用中止を判断しています。加えて、対応マニュアルに基づき止水板設置訓練を行っている施設もございます。引き続き、過去の教訓や各地で発生する災害対応に学びながら、災害に強い施設づくりに取り組んでまいります。

次に、民泊事業の見直しに関するご質問ですが、区は、本年4月にガイドラインを改正し、民泊事業に対する規制を強化しました。現在、事業者が改正したガイドラインを遵守するよう働きかけを実施しています。特区民泊につきましては、当初から、住居専用地域、工業専用地域、工業地域並びに文教地域など実施地域に制限がございます。一方、それら地区以外での特区民泊については、地区規制はございませんが、説明会実施の際には丁寧な説明を尽くすなど、区民の理解を得るよう指導しております。区としては、

○鈴木隆之議長 区長、答弁の途中ですが、所定の時間になりましたので答弁を終了してください。

次に、39番小川あずさ議員。

〔39番小川あずさ議員登壇〕（拍手）

○39番（小川あずさ議員） 立憲民主党・無所属大田区議団の小川あずさです。会派を代表いたしまして質問いたします。

質問に先立ちまして、このたびの熊本地震、千葉や北陸地方、愛知、岐阜等、全国の浸水害で被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

まずは新空港線についてお尋ねします。

東京都のホームページ「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場における検討結果（第1回から第5回）」に記載されておりました累積資金収支黒字転換年＝17年につきまして、その後、30年に訂正されています。累積資金収支黒字転換年とは、鉄道事業において、事業主体が資金収支において黒字を達成し、事業性が見込まれる年のことです。大田区は、東京都との負担割合を決定した令和4年6月には17年とされていたものが30年に変更されていたわけですが、この訂正に関連して、東京都から令和8年7月28日付けで受託調査における作業の誤りについての行政文書が開示されました。東京都担当者からの説明によれば、東京都は当該文書を令

和5年6月8日に入手し、東京都ホームページについて訂正を公表したのが令和7年10月14日とのことです。要するに、約2年もの間、東京都は訂正を公表していなかったということになります。

そして、最終的に国に申請をした速達性向上計画の中では40年となっていますが、この訂正が速達性向上計画の認定日の令和7年10月3日となっており、大田区におきましても、令和7年10月21日の交通政策調査特別委員会での40年への訂正の報告となっておりました。17年と30年、年数に差がある中での受け取るイメージは随分変わります。

そこでお尋ねですが、大田区は、この累積資金収支黒字転換年の訂正をいつ把握されたのかについてお示しいただくとともに、先ほど述べました訂正日時や把握日時も踏まえた上で、どのように区として捉えているかについて、区長の見解を伺います。

また、新空港線の区民への説明会に当たります都市計画素案説明会が、カムカム新蒲田でこの夏2回開催され、両日とも300名以上が来場され、新空港線事業について改めて区民の関心の高さがうかがわれました。疑問に思う区民への説明がもっと必要なのではないかと改めて感じたところです。以前、世田谷区の下北沢のまちづくり視察に会派で伺ったとき、小田急線の地下化に伴うまちづくりに住民の方々との話し合いが100回以上にも及び、ワークショップなどで行政と住民が歩み寄りながら計画を進めたとお話を伺いましたが、鉄道事業はまちの人の流れやまち全体の様子を変える大きな影響があるので、住民との歩み寄りが必要なものではないかと考えます。

そこでお尋ねですが、区税を使う新空港線事業ですから、区民の皆様へワークショップ形式のような形で改めて事業計画を複数回説明していくことが重要と考えます。そのような姿勢を示すことはいかがであるか、区長のお考えをお尋ねします。

次に、相変わらずご意見の多い民泊につきましては、大田区も既に規制強化の案を具体的に出しており、またパブコメも募集し、先日締め切るなど、区民の声に応じて動いてくださっていることを評価いたします。そんな中、全国的にも民泊への声が聞かれることから、7月15日付けで観光庁が「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について（技術的助言）」を通知しました。これにより、自治体が条例によって地域の実情に応じた民泊の制度を設ける際の考え方が示され、自治体による民泊規制の選択肢を広げる内容となっています。

つい先日の9月7日の報道では、新宿区が住宅地や学校周辺での民泊営業を原則禁止する方針を固め、関連条例を改正し、これを新規開業だけでなく既存の施設にも適用するとのことで、これにより半数以上の約2000件の民泊が営業できなくなる可能性があるとのことです。

そこでお尋ねですが、大田区では、このような国の方針を踏まえて、民泊への対応を今後どのようにしていくのか、区長の見解を伺います。

また、いち早く特区民泊になった大田区ですが、同じく特区民泊地域の大阪市は、今年5月に新規申請受付を終了し、大阪府では一部地域だけの受付になり、利便性の高い大阪市にこれから特区民泊はできません。

そこでお尋ねですが、大田区でも、区民の声から苦情問合せ窓口を年中つながるようにしたり、2回以上の説明会をするなど、住民への配慮を取り入れたガイドラインがこの4月から施行されております。しかし、その中で、他自治体のこのような流れや皆様のお声を踏まえた上での今後の区長の特区民泊への見解をお示してください。

次に、児童虐待には身体的、心理的、ネグレクト、性的虐待があり、いずれも子どもたちの心身の健全な成長を妨げるものです。これまでも長い歴史の中で恐らくずっと存在したであろうけれども、家庭内で起こることなので、なかなか明らかにされず統計にも示されなかったことが数多く存在したのではないかと思います。国の調査による統計上は、児童虐待について全国の児童相談所が対応した件数は1990年から増え続けて、2024年にやっと減少とはいえ、22万3000件余りの高止まり状態です。家庭内での行為であり、子どもが相手のため、実際に説明できなかったり、気づかないまま苦しんでいるケースがあると思われ、統計に上がってこない虐待も多々存在するのではないかと考えますと、今後も問題意識を持って社会全体で目を向けて、子どもたちを守っていく必要

があると考えます。

大田区では東京都と共に、児童虐待に対応する施設こども未来総合センターがこの8月に開設され、こどもを守る拠点が始動し始めました。本来、地元の保育園や幼稚園、学校事情に詳しい区が運営するべきですが、東京都と一緒に運営です。

そこで質問ですが、施設がスタートして日は浅いですが、都と区で運営していく状況での違和感や難しさはないのか、課題についてあれば伺いたいですし、実際に動き出し、見えてきたものや今後の運営について伺います。

最後に、2030年から実施されます次期新学習指導要領について質問いたします。

学習指導要領とは文科省の定める教育課程の基準で、全国どの学校も一定の水準に保つのが目的で、およそ10年に一度改訂され、教科書や時間割がこれを基準につくられます。詰め込みとかゆとりなど、言葉で聞いたことがあると思いますが、世の中の流れに合わせて指導要領の方針から教育体制が変化してきました。私の子育てのときはゆとりで、ゆとりが変わっていくときに先生も保護者も困惑していたのを思い出します。学校が週休2日になり、総合学習で出かける授業が増え、夏休みの宿題も提出したければどうぞ的になって、私はゆとり親だったので、楽でいいわと思っていましたが、これでは学校に頼れないと慌てて小学校から塾に行かせるような親御さんがたくさんいらっしゃいました。先生方も対応に苦慮していました。その後はゆとりが解消され、2008年からは小学校英語の導入、2015年には道徳教科化など、記憶に新しい変遷もありましたが、学習指導要領はこのように学校教育の大きな流れを変えていきます。

今回の次期新学習指導要領のおよその流れは、各学校に調整授業時数制度の導入が検討され、各教科のこま数を減らして得た裁量の時間を個別学習や学び直し、教員研修などに充てられるようになっております。

そこでお尋ねですが、こうなりますと、裁量時間が学校に委ねられることで学校格差が生じたり、教員の工夫や負担が増えていく可能性もあり、教育委員会である程度の先導も必要になってくるのではないかと考えます。教育委員会ではこのようなことにどう対応していくのか、教育長の見解を伺います。

また、新指導要領は、様々な特性の児童・生徒への対応をした上で考えられているとのことですが、裁量時間割に加えて、小学校では情報領域の授業を設け、中学校では技術・家庭科を再編し、情報・技術科となるようです。このような再編について、生徒たちを現場で見てきた私から考えますと、そのような情報領域を入れる余裕があるほど基礎・基本が児童・生徒に身につけているのか心配です。

そこでお尋ねですが、教育委員会として、次期学習指導要領による新たな学びにどのように対応していくのかについて、教育長の見解をお示しください。

ご清聴ありがとうございました。以上で質問を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○鈴木区長 小川あずさ議員の代表質問に順次お答えいたします。

新空港線事業の累積資金収支黒字転換年に関するご質問につきましては、令和4年度、都と区による協議の場において、当時仮定した暫定的な条件に基づいて都が算出し、区に示されたものです。その後、令和7年7月、都より区へ、累積資金収支黒字転換年について算出過程に不備があり、都のホームページの数値を17年から30年に訂正するとの連絡がありました。このため、区は、都がホームページを修正後、速やかに情報の修正について周知を図ったところであります。また、令和7年4月、国による新規事業採択時評価において、累積資金収支黒字転換年は40年であることが国のホームページにおいて公表されておりました。こうしたことから、令和4年度時点において都が公表した累積資金収支黒字転換年に訂正があったことについて、区は都からの連絡を受け、適切に対応したものと考えております。

次に、新空港線に関する丁寧な説明のご質問ですが、区は、OTAふれあいフェスタなど各種イベントで新空港線の事業内容について直接区民に説明するとともに、ホームページや区報、SNSなども活用して丁寧に説明してまいりました。また、本年7月の素案説明会においては、東京都などの関係機関と連携し、時間の許す限り質問に回答したほか、ご意見・ご質問フォームを都のホームページに1か月以上の期間にわたって設け、広くご

意見をお伺いしたところです。さらに今後は、いただいたご意見と回答についてカテゴリー別に整理し、できるだけ分かりやすい形で公表してまいります。引き続き、各種手続き等を進める中で、区民の皆様への説明責任を着実に果たすとともに、あらゆる手法を活用し、一人でも多くの区民の皆様にご理解いただけるように取り組んでまいります。

なお、先ほどのご質問の中で、区税を使う新空港線事業との話がありましたが、新空港線の整備は、関係者が費用を分担して整備する鉄道事業であり、国、自治体、事業者がそれぞれ3分の1を負担し、自治体負担分は東京都が3割、区が7割を負担するものでございます。また、区負担分については、都市計画交付金などの活用により、区の実質的な財政負担を可能な限り軽減することを目指しています。このため、本事業を単に区税を使う新空港線事業と表現することは、国、自治体、事業者の費用負担の仕組みを正確に表しておらず、誤解を招くおそれがあるということを申し添えさせていただきます。

次に、民泊の対応に関するご質問ですが、区は、区民の方から民泊に関する相談を受けた際には、速やかに事業者への事情聴取をはじめ、必要に応じ現場に赴くなど事実確認を行います。課題が把握できた際には事業者へ指導を実施しております。国においても、観光立国推進基本計画において不適切な事業者への厳正な処分を行いやすくする手法や環境整備等を検討することが記載されております。また、既に所管委員会へのご報告のとおり、国からの通知を踏まえ、旅館業法及び住宅宿泊事業法の各施行条例の改正に向けたパブリックコメントを実施したところです。区は、今後も区民の皆様への安全・安心な生活環境が保たれるよう、国等の動向も注視しながら適切な対応を図ってまいります。

次に、今後の特区民泊に関する見解についてのご質問ですが、区は本年4月にガイドラインを改正しました。新規施設には緊急時対応強化として駆けつけ対応時間を30分から徒歩10分以内に変更したほか、問合せ窓口の24時間365日対応など、9項目に対する規制強化を図りました。既存施設への適用は猶予期間を設けている項目もございますが、内容の遵守に向け様々な働きかけを継続して実施しているところです。特区民泊につきましては、大阪市が新規受付停止を行ったことは承知しております。区としては、特区民泊を含む民泊施策の総括並びに今後の方向性について検討してまいります。

次に、大田区こども未来総合センターに関するご質問ですが、私が本センターの開設において常に念頭に置いたのは、こどもたちの安全・安心をいかに守り、こどもたちが笑顔で育つことができるかでございます。そのため、本センターの開設に至るまで、東京都と2年以上の歳月をかけ、綿密な協議の下、方向性を確認し、他に例のない新たな都区連携の形をつくり出したと自負をしております。

都内初となる児童虐待通告・相談の窓口を一元化した取組を開始し、1か月が経過しました。都区双方の職員が支援の方向性等について、これまで以上に議論を行い、迅速かつ的確にこどもと家庭の支援に当たっており、都区連携について特段の混乱は生じておりません。また、東京都と同じフロアで執務する環境を整えたことで、物理的な距離が近くなり、日常的に闊達な議論が交わされ、よりよい関係性が構築されております。大田区といったしましては、今後も東京都をはじめとした関係機関、区民の皆様と連携し、児童虐待の発生予防から専門的支援までを切れ目なく進め、未来を担うこどもたちが健やかに育つことができるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○小黒教育長 私からは、初めに、調整授業時数制度の導入を見据えた教育委員会の対応についてお答えします。

次期学習指導要領に向けた審議では、多様なこどもたちや学校、地域の実態等に応じた柔軟な教育課程の編成を可能とするために、調整授業時数制度の創設が検討されています。大田区では、既に独自教科「おおたの未来づくり」において、授業時数を裁量的に生み出しながら、地域の特色や学校の実態を活かした学習活動に取り組んでおります。具体的な例としては、入新井第一小学校の6年生では、総合的な学習の時間から15時間、国語から9時間、社会から5時間、算数から3時間、家庭科から3時間を捻出して、35時間の「おおたの未来づくり」に取り組んでおります。さらに、多様なこどもたちを包摂する柔軟な教育課程の実現に向けて、区立小中学校5校を教育課程柔軟化サキドリ研究校に指定し、こどもや学校、地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施

について研究を進めております。今後、この成果や実践事例を区立小中学校に広く還元することで、各学校が自校の特色や課題を踏まえ、主体的に教育課程を編成・改善できるように支援してまいります。

次に、次期学習指導要領で求められる新たな学びへの対応についてお答えします。

次期学習指導要領に向けた審議では、いずれの教科等においても、児童・生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、それらを思考し、判断し、表現する過程で既得の知識と関連づけ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得することが重要であるとされております。情報活用能力は現代における学習の基盤となる資質・能力の一つであり、情報を収集・整理し、適切に活用することに加え、生成AIの特性やリスクを理解し、学びの中で適切かつ効果的に活用する力が必要と考えております。こうした学びは基礎・基本の習得と相反するものではなく、身につけた知識や技能を活用しながら、課題を発見・解決していくための基盤となる力を育成するものと捉えております。

教育委員会では、情報活用能力の抜本的向上と高い探究的な学びの実現を目指し、今年度内に大田区立小中学校における生成AI利用ガイドラインを作成し、教育現場において生成AIを利用する際に遵守すべき事項を明確にしてまいります。その上で、特性やリスクを十分に踏まえながら、教育活動における適切な活用を進めてまいります。今後も、国における情報・技術科を含む各教科の検討状況を的確に捉えながら、各学校がこれらの取組を着実に実践できる環境を整えるとともに、その学習を支える情報活用能力を育成し、こどもたちが身につけた知識や技術を活用しながら、自ら課題を発見し、解決する力を育てまいります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長 お諮りいたします。本日はこれをもって質問を打ちきり延会とし、明9月16日午前10時から会議を開き、質問を続行することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまご着席の方々には改めて通知はいたしませんので、そのようにご了承願います。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時52分延会